

婦人労働者 特集号

婦人労働者は 女性解放斗争の先頭に立とう!

——五労交婦人交流会をめぐる論争——

婦人労働者編集委員会

発刊にあたって

私達婦人労働者は鉄塔破壊弾効／東山薫さん虐殺糾弾／の5・29を筆頭とする連続した報復戦と、狭山上告棄却弾効／8・23報復戦に大衆的実力斗争で決起しました。女性解放斗争は前進しており多くの婦人労働者は立ち上がっています。

76年10月第五回全労交婦人交流会は、労働運動の中で婦人が主体として初めて立ち上がった画期的な交流会でした。婦人の糾弾を認めず敵対してきた全労活運営委を糾弾すると共に、五労交婦人交流会の経過と私達の意見を明らかにし、今後さらに討論を深めてゆきたいと思えます。

婦人労働者が先頭に立ち女性差別と闘い、日本帝国主義打倒を勝ちとる為に頑張りましたよ！

婦人労働者編集委員会

一九七七年九月十六日

目次

発刊にあたって

全労活運営委への要望書(七六・七・九).....六

第五回全労交婦人交流会基調(七六・十・七).....七

第五回全労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判(七六・十一・二).....七

婦人の現実について
——「経過と自己批判」添付意見書——(七六・十一・二).....五

糾弾について
——「経過と自己批判」添付意見書——(七六・十一・二).....一八

「五労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判」
添付「意見書」補足(七六・十二・二二).....二二

五労交婦人交流会の事態について(七七・一・一五).....二六

——渡辺・青木が発送した文書に同封した説明文——
全労交婦人交流会関東連絡会議.....二七

二・二三全労活排除決定批判(七七・六・一四).....二七

全労活運営委の裏切りと私達の決意(七七・七・二六).....三〇

遊撃派批判(七七・八・二〇).....三三

獄中戦士からの手紙.....三六

五・二九三里塚岩山大鉄塔破壊弾劾ノ東山薫さん虐殺糾弾ノ斗争被告(七七・八・七).....三六

成田一〇九六号 渡辺 容子.....三六

六・二(五・二九斗争)弾圧粉砕激励行動被告(七七・七・一三).....三七

資料

「第五回全労交集会婦人交流集会の開催中止について」(七六・一〇・一一).....三九

五労交集会において婦人交流集會を不開催とした経過とその後の措置について(七六・一〇・二二).....四〇

第五回全労交婦人交流会に関する自己批判書(七六・一一・一二).....四二

婦人交流会の再生をかちとり、新しい婦人労働者の闘う全国潮流を構築しよう
(五労交婦人交流会の経過と私の意見).....四四

五労交婦人交流会の総括(骨子)(七六・一一・二七).....四九

三里塚斗争を支援する労働者の会所属の労活会員の処分に関する確認(七七・二・一三).....四九

全日本労働組合活動家会議
代表 佐藤 芳夫
杉本 昭典

あなたの一声で世の中を変えよう
サーサー！一声、ワーツと叫ぼう(七七・五・八)
(労活婦人会員会議〈関東〉総活文書発送の小数意見).....五二

五労交婦人交流集會「流会」処分問題について
女性会員会議内 少数意見を表明するまでの経過.....五九

竹内 洋子.....五九



抜き打ち鉄塔破壊を糾弾し、実力斗争で闘う反対同盟と支援
 ('77・5・8 千代田農協前)



「女は家庭で子供を育てよ」と女性差別でもって、合理化を押し進める「育児休業法」に反対し、多くの婦人労働者が立ち上り、闘い抜いた。
 ('76・3・29 都議会前)

「5・29鉄塔破壊・東山さん虐殺糾弾」集会に全国から1万8千人が結集した。

('77・5・29)



虐殺された東山さんの遺影を先頭に怒りのデモ、この日実力報復戦が闘われた。



「10・31寺尾差別判決糾弾2周年狭山中央総決起集会」に10万人結集し、怒りの集会を貫徹した。
 ('76・10・31 明治公園)

全労活運営委への要望書（七六・七・九）

全労交婦人交流会関東連絡会議

労活の中で現在婦人活動家の結集はまだまだ多くありません。例えば都労活の中でも会員のうち婦人の数は一割にも満たず、全労交集会でも同様に少い。この現状はどこに原因があるのでしょうか。

婦人交流会は、七三年第二回全労交集会で初めて婦人の交流をかちとり、現在では女性解放斗争と労働運動の結合を闘いとるべくがんばっています。東京・神奈川・千葉の仲間を中心に恒常的に婦人の問題を考え、闘いを準備してきました。そして「ニュース」も発行できるようにしました。その中で全労交集会での婦人集会のもち方として、他の集会和並行してもつのはよくないのではないかと、婦人が全員集まれる場を設定すべきではないか、ということが決まりました。

「帝国主義打倒」をめざす労活であれば、どれだけの婦人が結集し、その戦列に加わることが、まさに重大な問題ではないでしょうか。

その問題を考えない限り帝国主義打倒はかちえません。婦人労働者はこの間の「不況攻撃」の中で、首切り、合理化攻撃の矢面にたたされておられ、また育休の攻撃がまさにかけられています。また、家庭においては家事・育児に追われ疲れ果てている、そういう現状を革新していくために男がどういふ態度をとるのか、鋭くつきつけられているはずで、労活一とりわけ全労交集会一で婦人の参加の保障する、それが第一歩ではないでしょうか。集会に託児所をつくる、婦人が参加できる場を保障することなどが、つきつけられています。案として、課題別の一つとしておくというのがあります。これには反対です。課題別の一つとして考えるのは男の立場であって、男にとっては女性解放斗争は課題の一つであるかもしれませんが、婦人にとっては必ず通らなければならぬものであって、他の課題と並列させられるものではありません。それ

て、課題別に入れた場合、参加した婦人労働者にとっては、他の課題との選択を強要される結果として両者を敵対させるものです。また婦人は婦人の問題だけを考えればよい、というのではないのでしょうか。男にとつても、他の課題を選び、婦人の問題を考えなければならぬのに考える場がなくなってしまう。そして、このように設定されたなら一体何人の参加がえられるでしょうか。

労活では、第四回全労交集会で初めて託児所が設置され、子持ち婦人労働者の参加を保障する第一歩がかちとられました。これを更に発展させねばなりません。婦人の参加の場を保障すること、これが現在多くは男である労活が、どのように実践していくかが、まさに問われています。婦人集会を他の集会和並行して行わないことこそがその一歩だと思えます。

第五回全労交婦人交流会基調（七六・十・七）

全労交婦人交流会全国実行委員会

I 経過

73年、第2回全労交集会において、はじめて婦人交流会が、40数名の仲間を結集してかちとられた。一切準備がされていないという中にもかかわらず、各々の職場報告等を行ない、それ以後の連絡をとりあおうという要請が多かった。

74年の婦人交流会においては、婦人労働者の闘いが前進している中であって、その女性解放斗争と労働運動の結合をめざして実行委をつくり、準備をすすめた。討論の中で、女性差別と労働運動との関係がわからない、や、戦闘的に闘っている部分が一切女性差別に對し闘い切れていないことが提起され、婦人がまず独自に集り、職場での闘いを交流しあう中で方向性をみだすことが確認された。共通の課題として、国会上げがいられてきた雇

用保険法、労基法改悪に対する闘いを準備していくこととなった。

これ以後、全国で孤立し、苦闘を強いられ、闘いを勝ちとつていくため恒常的に「全労交婦人交流会」として、首都圏段階で会議をもち斗ってきた。11・30に失業保険法改悪一雇用保険法成立阻止に向けた闘いを、75年4月には春闘討論集会を、アジア婦人会議と共にかちとってきた。

75年の婦人交流会では、女性差別と闘うべく、神奈川では神婦連結成、そして阪労活の共同保育を通じた婦人労働者の連絡組織がかちとられていることが報告された。更に、育休が家族秩序を再編するためのイデオロギー攻撃であり、そのもとで合理化、既得権の剥奪が行なわれていくことが明らかにされ、育休制度粉砕の闘いが確認された。

11月には、国際婦人年粉砕の闘いとして、

実行委をよびかけ、「女性差別を拡大し、女性解放斗争を圧殺する国際婦人年粉砕/天皇皇后出席糾弾/11・5婦人労働者集会」を、朝夕、約200名の結集をもって闘いぬいた。この闘いは女性差別と闘う主体が婦人であることを明らかにし、婦人労働者が女性解放斗争の中軸を闘いぬくことを明らかにした。

更に76年「3・8国際婦人デー」を婦人労働者のヘゲモニーのもと闘いぬくべく、3・7に「ロシア革命の婦人達に学び、3・8国際婦人デーを闘う集会」をかちとつた。「帝国主義戦争反対」「パンをよこせ」と闘い、ロシア2月革命の突破口を切りひらいたロシアの婦人達に学び、排外主義と闘い侵略に對して闘いぬくことを確認した。

婦人交流会は、職場の問題を交流しあう中で共にブルジョアジーの攻撃に對して闘いぬく婦人労働者の団結を獲得してきた。本集会を準備する中で組織体制の転換について討論

がされた。

これまでの運動の実態が、多くは首都圏にあったことから、全労交婦人交流会関東連絡会議と名称を変えた。関東連絡会議が中軸となつて準備をすすめ、今回の婦人交流会の実行委をよびかけ、本集会を準備してきた。

関東連絡会議は、第5回全労交の準備過程で婦人交流会へ更に多くの婦人を獲得すべく、全労活運営委に、これまで婦人交流会の行なわれる時間が他のものと重なっていたことや、婦人交流会を課題別分科会の一つにという意見があることに對して要望書を出した。その要望書の内容は、婦人労働者にとっては、課題の一つではなく、さけることのできないものとして女性解放斗争があること、他の課題と並列された場合、他の課題との選択が迫られ参加が困難になつていくということから、婦人交流会を他の集会和並行して行なわれないということであつた。

全労活運営委員会では、要望書は当然であるし認めるとされた。しかし、200名か1000名の会場かということで論議になつた。殆んど運営委員は、200名だとあとの800名の男が遊んでしまふ。だから1000名の会場にせよ。200名の会場にするなら、他の事を同じ時間に行なう

という意見だつた。関東連絡会議は、本来、

要望書は、婦人が集会等へ参加しにくい現実のある中で提出したものであるがいつの間にか男の参加の問題にすりかえられている。婦人が主体となつて交流会を行なうために男女の比率の問題がある。150名位の婦人を男の人の850よりかこむという中で、討論が十分できず交流会が成功しない。1000名のホールでは、舞台があり椅子も固定されている。交流会をかちとるために200名の会場を主張した。結論としては200名の会場となり、次の3点が確認された。①婦人交流会も五労交集会の一環として開催されるものであることを前提的に確認し、②婦人の五労交集会参加者が婦人交流会に参加することを最大限保障すること③右の保障をおかすことのない範囲で他の打ち合せ会議集会などを設定すること、である。J

C4単産の公表しない代表者秘密会議、訪中団報告1婦人訪中団員は婦人交流会で報告1の2つが婦人交流会をそこなわない様行なわれることになつた。しかし、それ以後、その他に全農活との交流会列車黄害の映画が婦人に連絡なしで行なわれることが決定された。3点の確認での婦人の参加の保障ができていのかどうかを誰が決められるのだろうか。

らかにし大衆の汚職への怒りを帝国主義そのものにむける努力はもろん必要であるが、ブルジョアジーの狙いを見誤るならば、良いブルジョアジー(三木)と悪いブルジョアジー(椎名、田中)とがいるとおとし穴が待っている。

伝攻撃をかけ、企業防衛イデオロギーをうえつけ、産業構造の転換1労働集約型産業、公害産業を海外へ1をスローガンに労働者に対して、徹底的な合理化攻撃をかけ、韓国、東南アジアへの侵略をすすめている。帝国主義の侵略に対する韓国に於る反日反朴斗争の前進と、被抑圧人民、被差別大衆の糾弾に應えることをめざした労働者の闘いがとりくまれはじめている。これに對し、ブルジョアジーは、10・31差別無期判決にみられる様にむき出しの暴力と反動を強めてきている。ベトナム戦争で敗北し、高度経済成長の破たん、国内の闘いの前進によつて、今までどおりでは支配しえなくなったブルジョアジーが、列島改造、高度経済成長を代表する田中をきりすて、ブルジョアジー内部の再編をなしきろうとしたのがロッキード事件である。ブルジョアジーの危機のあらわれとしてロッキード事件があり、このことによつてブルジョアジーの再編と支配の強化(警察・検察の威信の拡大)を行なおうとしている。

ロッキード事件によつて確かにブルジョア社会の腐敗が一定明らかになり、大衆の怒りがまき起つているし、私達はブルジョアジーがこの事件で何をしようとしているのかを明

結果として、婦人が選抜を迫られることになつていふし、婦人の交流会への参加の保障など考えられていない。要望書を認めるというながら、婦人の闘いの前進の中でつぎつけ、糾弾に一切応えていないし、要望書を認めていない。このことに対して断固とした抗議を行なつていこう。

男の参加条件について次の3点が行委で討論され確認された。①女性解放斗争の主体は婦人であることを確認する。②、①の確認のもとに婦人の発言に對してヤジを飛ばさない。③、①の確認のもとに発言など司会の指示に従う。以上の確認のもと討論を行なつていきたい。

II 情勢

75年、4・30サイゴン解放をはじめとする民族解放斗争の勝利1前進と、帝国主義の不均等発展により、米帝を中心とする戦後世界体制は崩壊した。日帝は、65年をメルクマーに、公然と韓国、東南アジアへの侵略反革命を開始し、日米反革命同盟1安保体制の再編強化によつて延命せんとしている。日帝は73年「石油危機」キャンペーン、74年不況宣

闘う島添さんへの不当逮捕をはじめとし、90名をこえ、60名が起訴されている。

III 婦人への攻撃

ブルジョアジーは60年代高度経済成長期に、労働力不足を補うため、効率の良い低賃金労働力として婦人をかりだしていった。63年経済審議会答申で、家庭生活と職業の調和という育休の方向がうちだされる。この理念を明らかにしたのが、72年成立した勤労婦人福祉法である。「家庭生活と職業生活の調和、能力の發揮」をうたい、女性の一生をライフサイクル化(若年就職1出産退職1中高年パート再就職)することによつて、低賃金労働力として、又一方で良き妻、良き母としようとする攻撃である。育児休業制の導入、失業保険法改悪1雇用保険法成立、労基法改悪、優生保護法改悪策動は、この法の理念の具体化としてある。

ブルジョアジーは、一昨年度以降「不況」を理由に、臨時、パートである婦人労働者に「有夫の婦」つまり結婚している婦人の首を切ろうという提案まで出された様に、婦人労働

働者が合理化の矢面にたたされている。労働強化はますます進み「トイレには休み時間しかかせない」「ラインの速度をはやめる」攻撃等、職場支配・労務管理の強化の中で、職業病は更に激発しているし、解雇攻撃となつていく。この様の中で、パートの解雇に対して組合を結成して闘った帝國機器、婦人会議、結に対して闘っている電通船橋、原職復帰をかちとった平和台病院、丸金証券、島添さんの闘い、女性差別教育を批判して解雇されたことに対して闘いぬいている城右高校の教師の闘い、等婦人労働者が先頭で闘いぬいている。

70年以降のリップ派の闘いと、その限界を突破せんと婦人労働者の闘いがまさかこつていく。女性解放斗争の前進に恐怖したブルジョアジーは、昨75年を「国際婦人年」とし、「平等、発展、平和」のスローガンをかけ、婦人の問題を考えてやるかの様に言い、恩恵として出してきた。天皇が「全国民が婦人の果たす社会的役割の重要性を認識し、婦人のもつ優れた能力を生かし、…」と言つた様に、家内奴隷の役割りが重要であり「日の当る所に婦人問題を出す」ということにより、これからも婦人は、家内奴隷として頑張つてくれ

から専決処分という市長の権限で実施し、条例化の準備を、県、川崎市、横浜市が行なっている。条例化を許さない、育休制粉砕の闘いに川崎市は暴力的に対応し、両市とも逃亡せんとしている。

育休が実施されている職場では、育児時間とつてにすることに對して、育休をとれとか、病休を育休にせよという攻撃がかけられている。選択制の嘘が、すでに当局によつて明らかにされている。また有給について、住民税さえ出さない、または、正規の代替がこない現実が明らかにされている。そして第2子で育休をとつた場合、第1子が保育所の措置から除外される。自治省は、「育休は、母体保護のためではなく、業務を円滑に行なうため」と育休の攻撃を自ら明らかにしている。これに對して、職場から育休制粉砕の闘いが問われている。

V 闘いへ向けて

日共は、女性差別と闘うことなく、育休法の成立を、産休に次ぐ金字塔だといっている。そして、労基法の中へとり入れようと職場で働きかけている。

といっているのである。更に「女も管理者に」という能力開発論がいわれているが、家内奴隷として婦人をしりつけ等の女性差別の現実を変えることなく能力開発をいうことによつて少数の買収された婦人をつくりだし、多数の婦人が管理者になれないのは婦人がだめだからと婦人のせいにして、女性差別の拡大を行なっているのである。又、平等という婦人の要求を逆手にとつて、平等の名のもとに男なみに働けと母性保護の権利を剝奪しようとしている。

この「『国際婦人年』のおくりもの」として自民党提案の育休休業法が75年7月国会で超党派で可決された。

IV 育児休業制の攻撃

育児休業制が東京電気化学工業(TDK)で59年に実施され、63年経済審議会答申をうけて65年電通が試行実施し、66年日教組大会で育休制要求という形で方針が決定される。それ以降民間の繊維、電機、食品等、いわゆる労働集約型産業の婦人の多い職場で導入がされていった。

民間ですでに導入されていた育児休業制を、

私達が育休制粉砕を掲げ、その攻撃を明らかにしていくことが問われている。そのことをもつて、育休が権利だという婦人部への批判を行なうことが必要である。現在、育休が導入されていることを、私達の育休制粉砕の闘いの不十分性、敗北の結果としてあることを確認しなければならぬ。

産休の延長、育児時間の延長等の既得権を守り、拡大する運動をつくりだすこと、保育料値上げに反対していくことが重要なものとしてある。育休をとっている婦人に對しても育休制粉砕の立場を明らかにし、無給がおかしい、代替がこないのはおかしいという闘いを支持し、このことがまさに育休の攻撃であることを明らかにし、育休制粉砕の闘いを闘おうではないか。

国際婦人年の「保護と平等」、育休法の成立を背景として、ブルジョアジーは、労基法をすぐにも改悪しようとしている。

東芝においては、生休を80%の有給化へ引き下げようとしている。婦人が働き続けられる職場をつくりあげる運動で、労基法改悪阻止の闘いの輪をつくりあげ広げていくことが早急に必要である。労活に婦人解放の旗を掲げ、全国で孤立した婦人の闘いの

「聖職」とされている教師、保母、看護婦等の専門職の婦人に限つて育児休業制として法制化したのが今回の育児休業法である。

その法制化の意図は、自治体に比べ、母性保護の権利が獲得できていない民間における権利獲得へ向けた闘いの前進に對して、「聖職」という攻撃のある職場で法制化することによつて条件の上限を決め、それ以外の職場では、その条件以下での固定化をねらう攻撃であり、更に導入をおし進め、闘いを圧殺しようとするものである。

育休制は、「子供は女が家庭で育てるもの」「子持ちの婦人労働者は悪い労働力」婦人は「悪い労働力」という女性差別イデオロギー攻撃をもつて、婦人を職場から排除していくのである。そして、産休、育児時間等の既得権を剝奪していくものである。

東京都は、育休の条例化が行なわれるという3月29日、都議会の本会議において、一般傍聴券を発行せず、密室で条例化を強行していった条例化を許さず育休制を粉砕して闘う婦人労働者の坐り込みに對し、権力の導入を行ない、2名の闘い仲間を不当逮捕していった。

神奈川においては、積極的に、4月1日か

結合を勝ちとつてゆこう。ブルジョアジーは韓国、東西アジアへの侵略を進め、国内において産業構造の転換を行い、企業防衛イデオロギーを作り上げ、差別、分断の強化をかけてきている。更にロッキード事件の桜田発言ではつきりみられるように、行政権力の肥大化を行つてきている。

侵略と差別の強化の攻撃に對し、育休の攻撃に對する闘いと共に、入管、狭山、三里塚の闘いを闘いぬくことが重要である。部落解放同盟は、5・23斗争を10万人の同盟休校で闘った。この闘いに恐怖したブルジョアジーは、10・31を前に上告棄却を策動し、更に差別の強化を行なおうとしている。絶対に上告棄却を許さず、石川さんの無実を闘いとうろう。

侵略反革命の拠点、三里塚空港建設をなすきろうとするブルジョアジーは、敢然と開港を阻止している岩山大鉄塔を破壊せんとしている。三里塚反対同盟と連帯し、空港粉砕の闘いをおしすすめよう。

韓国における反日反朴斗争の糾弾をうけとめ、差別と闘い侵略を許さず闘おう。国際主義の旗を高く掲げ、帝国主義を打倒しよう。

第五回全労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判(七六・十一・二)

全労交婦人交流会関東連絡会議

東京—渡辺容子、神奈川—青木亜希子

(1) 経過

(1) 10月8日

全労活運営委員会(以下運営委)ならびに五労交全国実行委員会(以下全国実行委)で婦人交流会の基調で「関東連絡会議は……抗議していい」との部分を削除することを決定した。その理由は「婦人交流会の準備過程についての歪曲と更には全国実行委の決定そのものを誹謗し、これに敵対する一節が含まれている」ことである。

(2) 10月11日

① 婦人交流会前段の婦人実行委の会議(8時45分〜9時45分)
婦人実行委の会議に、全国実行委の代表が

削除の決定を伝えるに来た。その際、「一〇〇〇人の会場と決まったのは運営委で二〇〇〇人の会場と決まったのは全国実行委である。」と事実の誤りが指摘された。婦人実行委はこの点に関しては誤りだと思うので、運営委を全国実行委と訂正するが削除というのは納得できない。我々から説明できないので実行委代表に集会で説明してもらおう」とし、基調を読みあげ、その上で実行委代表から決定を説明してもらおうことにした。

② 婦人交流集會にて
(9時50分〜12時)

我々は基調提案の際「二〇〇〇人の会場と決まったのは全国実行委である」と訂正した。そして、全国実行委代表から

「①運営委では一〇〇〇人の会場と決まり、全国実行委(7月11日)で二〇〇〇人の会場と決定された。基調では運営委で二〇〇〇人

の会場に決まったとしている。
③5月運営委で「婦人交流会を他の集会和並行しては行なわない。」ことが決定されていたのに「要望書」が出された。基調では「要望書」が出されて決定されたとしている。
④三点の確認(一)婦人交流会も五労交集會の一環として開催されるものであることを前提的に確認し、(二)婦人の五労交集會参加者が、婦人交流会に参加することを最大限保障すること、(三)右の保障をおかすことのない範囲内で他の打合せ集會集會等を設定すること)が決定された時、既に決定されていたJC四単産秘密会議、訪中団報告以外の集會を行なうことが、婦人の参加のものと決定された。
故に事実を歪曲しているから削除する。」という決定が伝えられた。
婦人交流会の討論中「削除するか否かを今

すぐ決めないで、これ以上討論するなら運営委としては、婦人交流会に責任をもたない」と全国実行委代表が発言した。司会は「まだ討論が継続されているので婦人交流会が終了した後に、婦人実行委を開いて決定したい」と発言した。全国実行委代表は「今回の婦人交流会に関して運営委は切離す」と発言し退席した。

③ 婦人実行委(12時〜1時)

全国実行委の説明に納得できない点が多いので、削除に関しては保留とした。

④ 婦人実行委有志(渡辺・青木を含む。)(3時)

「我々のやり方は問題があった。全国実行委で決定されたことは婦人も従うべきであった。意見の相異に関しては、その決定に従ってその上で討論すべきであった。」との旨を全国実行委代表に申し入れた。

⑤ 10月22日「全労交婦人交流会

関東連絡会議」予定日
有志で集まり、自己批判書を検討。

我々は、以下の点について運営委並びに全国実行委と意見の相異はあるが、相異は討論し、決定については従うべきであった。

★①について

婦人交流会の会場が二〇〇〇人と決まったのは7月11日の全国実行委であり、7月10日の運営委ではなかったという事実には基調は反する。

事実は、運営委で「婦人交流会を二〇〇〇人の会場か二〇〇〇人の会場かどちらにするか」が提起され、我々は二〇〇〇人の会場にすると言った。これに対し、運営委は「二〇〇〇人の会場にすべきだ。二〇〇〇人の会場にするなら他の集會を行なう。」と言い、我々の弱さから二〇〇〇人の会場に合意し決定された。運営委のあと、参加していた六人の婦人代表で「やはり二〇〇〇人の会場ではおかしい。再度関東連絡会議で討論しよう」と話し合った。そして翌7月11日の全国実行委でその旨を伝え保留を申し入れた。全国実行委は「この場で決定して欲しい。」と要求した。三人の婦人代表者で話し合った結果二〇〇〇人の会場と提案した。全国実行委の多数は「二〇〇〇人の会場だと、あとの八〇〇〇人の男は遊んで

しまう。遊んでいると指導するのさ。」という意見であった。我々は「婦人交流会と並行して、他の集會を行なわないことよって婦人の参加を保障すべきである。そして、女性解放斗争の主体は婦人であることの上に立つなら、二〇〇〇人の会場では八五〇人の男が、一五〇人の婦人を取り囲む中で婦人参加者の自発的な発言を保障できない。だから、男と婦人の比率は重要な問題である。また、二〇〇〇人の会場では舞台があり椅子が固定されているので交流会はできない」とし、二〇〇〇人の会場と二〇〇〇人の会場のどちらかを選択するしかないので二〇〇〇人の会場と提案した。全国実行委は以上の討論の結果、三点の確認(一)婦人交流会も五労交集會の一環として開催されるものであることを前提的に確認し、(二)婦人の五労交集會参加者が婦人交流会に参加することを最大限保障すること(三)右の保障をおかすことのない範囲で他の打ち合せ集會・集會などを設定することをして二〇〇〇人の会場と決定した。

★②について

婦人交流会は73年第一回目が準備なしにもたれた。以降、74年は産別交流会と並行して

(2) 自己批判

75年は全体集会和並行して行われた。我々は76年に関しては、「婦人交流会を他の集会和並行して行なわないように」と申し入れ、結果、5月運営委で決定されていた。が、7月10日運営委に、全労交婦人交流会関東連絡会議が「要望書」という文章で提出したのは、例えば、都労活運営委で「婦人交流会は課題別分科会の一つに入れればよい。」等の意見があり、また、全労交集會、よびかけ文のスケジュールで「婦人交流会・その他」と書かれてもいるので、確認する必要があると思っただからである。

★②について

婦人交流会の他に、J C 四単産秘密会議、訪中団報告が行なわれたことは、7月11日、全国実行委員会で決定された。前者は参加する人数が代表者に限られており少ないこと、後者は、婦人訪中団員は、婦人交流会で報告するということと合意した。しかし、これも、我々の弱さから確認せざるを得なかった。この段階では具体的にはこの二つしか決まっていなかった。

そして、三点の確認の解釈について見解が異なる。

全国実行委は、「三点の確認で、『第二』に婦人の五労交集會の参加者が婦人交流会に参加することを最大限保障する、という点については、婦人は婦人交流会に結集するよう説得し、結集させるので違反してはいないし、『列車黄害』『ハラ工場の反乱』『農村活動家との交流会』は、『第三』に右の保障をおかすことのない範囲内で他の打ち合せ会議集會などを行なり、という確認に反していない。」というのである。

我々は『第二』の婦人の五労交集會の参加者が婦人交流会に参加することを最大限保障するということは、婦人が選択をせまられるから、7月11日で決まっていた二つ以外（J C 四単産秘密会議、訪中団報告）はやらないうことである。

また、『第三』の右の保障をおかすことのない範囲内で、他の打ち合せ会議・集會等を行うという確認から、保障されているかどうかを判断する前提は婦人との討論である。婦人の了承なくして決められるというのは、男が代行して、女性解放斗争をしてやるということになる。また、第二、第三の確認をやぶっていかないというなら「農村活動家との交流会」等三つの集會で婦人が選択を迫られるこ

ともないし、婦人は出る必要がないということである。以上のような①②③の意見の相異はありつつも我々のとった行動は次の点で誤っていたと思う。

全労交集會の責任組織は運営委ならびに全国実行委であり、そのもとに、五労交集會は開催された。婦人交流会は、五労交集會の一環である。故に運営委ならびに全国実行委の決定に従うべきであった。にもかかわらず、[2]の中で述べたように、全国実行委代表から「削除しないと責任をもちたい」と言われた時に、決定に従わず、討論を続けてしまった。全国実行委代表の婦人交流会への出席を求めたのは討論を深めるためによかったが、削除を確認して、意見の相異は相異で討論すべきであった。

この自己批判を明らかにし、今後も労活を積極的に担っていきたい。

婦人の現実について

「経過と自己批判」添付意見書——(七六・十一・二)

渡辺容子、青木亜紀子

一、 婦人交流会を他の集會と並行することに何故反対するのか

a) 要望書を出した経過

73年第二回全労交で、参加した婦人が自主的に集り初めて婦人交流会を行って以来、74年三労交婦人交流会では産別交流会と並行して行った。75年四労交婦人交流会は、当初第一日目の全体集會と並行して行い予定が、夕方日韓斗争が入ったことから、急ぎよ3日目の全体集會と並行して行なうことになり大変だった。

こういう苦しみの中から要望書が出されているのである。我々からこういう要求が出されるまで、運営委ならびに実行委から何も言われたことはなかった。

b) 並行すればどういふ事態になるのか

今まで、男が集會等に参加できたのは、多く婦人の犠牲の上に成り立っているのではな

いだろうか。四労交から託児所が設けられるようになったが、ここに預けられる子供は限られている。五労交の場合、託児された子供は、のべ30人にも満たなかった。このことが示しているのは、たとえ集會託児ができたとしても預けられる子供は限られているということである。実際多くは普段から共同保育運動あるいは集會託児に慣れていて子供である。それ以外の子供は困難が多い。では、残りの多数の子供はどうしているのだろうか？

「80人の男が遊ぶ」と言われた。このことについて考えていきたい。

今までの経験から集會が1000人規模とすれば、150人の婦人と850人の男の参加である。人口は、男女同数であるから、男と同数の850人の婦人

が参加するはずである。実際は150人であり、残りの700人は参加していない。婦人の参加できない多くの理由は家事育児であろう。この700人の全部とは言わないまでも参加している男は、子供を婦人に預けている。こうした多くの婦人への日常的な女性差別の上で「男が遊ぶことになる」という議論がされているのである。それは、子供の保育を男が代わってできない、婦人が男にまかせられないという現状に対する居直りの上に立った議論である。

「男が遊ぶことになる」という前に、自分達の恋人・妻の参加について考えるべきであろう。そして、それをしないで「男が遊ぶ」ということは、いつも婦人が保育で「遊ばされている」ということであり、婦人に遊べるとい

て、「これらの婦人は政治や社会について無智であり、遅れた考えをもっています。彼女た

ちの他人から切離された活動領域、区切り目のない生活様式、これらは事実その通りです」(レーニン「青年婦人論」青木文庫P35)「婦人がどのようにコマゴマした単調な家庭雑事に追いまわされて、その結果彼女らの精力と時間が消耗され、その精神が狭い古臭いものとなり、その心臓の鼓動が衰え、その意志が弱くなるのを男子たちは平然と眺めているのです。この男性の冷酷な態度ほど、この俗物性のノッピキならぬ罪証があるでしょうか(レーニン先と同じP41)とレーニンも述べている。

こういう現実の下で並行して行えば、多くは、男が集会へ、婦人は家事育児という分担になるのではないか。そして、困難を切り抜けてやっとの思いで集会に出られた婦人が、婦人交流会と他の集会とが並行して行われることによって、またしても自分が避けて通れない問題に対して選択が迫られるという事態になるのである。

二、何故200人の会場か

a) 1000人の会場にすれば

どういう事態になるのか

ては司会の指示に従う。」

例えば76年3月、関西で初めて婦人交流会が行われた。その中で、受付を男がやる、基調が十分討論されていない状態の中で出され、そして婦人からその基調への質問が出た時、基調を支持する立場で男がとうとうと発言するといふ事態があった。これは婦人が受付ができないのなら、それが現状であるし、そこからしか出発できないし、基調について結集した婦人がどう考えるのかという討論をつぶしているのである。現在の婦人の力量から出発しないと、必ず男の代行主義を生みだし、婦人の次への飛躍をかちとれない。

あるいは育休制をめぐる集会において、婦人の発言を男がヤジリたおす、あるいは男が婦人に対してゲバをかける、更には婦人会議と名乗り、男が会議へ来る等があった。これは男の代行主義である。

c) 我々はこうした現状―男の前で発言できない男との論争で勝てない―は、くやしきと思ふ。これは階級社会以降、何千年もの間差別抑圧された歴史の結果であることを確認し、この怒りをもって階級社会を廃絶してい

「わがソヴィエトロシアにおいてすらいま

だに―男子黨員に比べてどういいうわけで婦人黨員の数がはるかに少いのであろうか?労働組合に組織された婦人労働者の数が何故あのように少いのであろうか?これらの事実は一考を要することです。婦人大衆の中で私どもが活動するために別個の機関をもうける必要について反対するのは、共産党の中でも理論水準の高い最も先鋭な諸君に特有の考え方です。―略―革命的に物を考えはするが頭脳の混乱しがちな人は『名案が浮んでこない時はいつでも』公式を引合に出してくる。それは要するに考慮を払わねばならない厳しゅうな事実。目をそむける時におこるのです。」(レーニン「青年婦人論」青木文庫P36)

「第一に、われわれのテーゼのもつとも重要な、基本的な考え方は何か?それは抑圧民族と被抑圧民族とのあいだの区別である。われわれは第2インタナショナルやブルジョア民主主義とは反対にこの区別を強調するものである。プロレタリアートと共産主義インタナショナルにとつて、帝国主義の時代において特に大切なことは、具体的な経済的事実を確認すること、そしてすべて植民地及び民族問題を解決するにあたっては、抽象的な命題

きたい。それこそが女性差別をなくす道である。

レーニンはいつている。「世界で初めてのプロレタリアート独裁のソ同盟は社会の中で男女の平等を確立した最初の功労者というべきである。万巻の女権のようご論にもまさって、プロレタリア政権は女は仕事のうえて男より劣っているVという多くの偏見をどしどし打ち砕いてきました。」(レーニン「青年婦人論」青木文庫P13)

三、最後に

以上をみるなら「婦人交流会に他の集会を並行して行なうかどうか」1000人の会場か200人の会場か「は労活が女性解放斗争をどう闘うのかという討論のことであった。このことは、全労交全体の参加者が減少している中で切り離された「全労交婦人交流会」には175名(女125)も結集(昨年120―女100)したことや、司会が「基調全般について討論しよう」と提起しても、経過をめぐった一点に討論が集中した、又討論中退席する人もいなかったことからいえる。

今ようやく婦人問題が全国で討論されはじ

からでなしに、具体的な現実の諸現象から出発すること、これである」(レーニン「民族および植民地問題委員会の報告」国民文庫P187)

レーニンの言うように、我々はまず「厳しゆく事実」から出発しなければならぬ。労活の会員の1割にも満たない婦人の会員、全労交集会における婦人の数、そして、集会における婦人の発言者は著しく少ない。こうした現実をみるなら、どうして1000の会場で150人の婦人が自主的に発言できるのか。

ある人は「850人の男に囲まれたら君たちは自信がないのか」と言った。これは、何故そうなのかということを考えない、つまり、「発言できない婦人が悪い」ということであり、女性差別である。

婦人の現状がこうであるのは、女性差別の結果である。差別の現実を認めるなら、差別者である男は比率について考えるべきである。

b) 男の参加について
200人の会場のもとで男の参加について次の点を確認した。

①女性解放斗争の主体は婦人である。②、①の確認のもと婦人の発言についてはヤジを飛ばさない。③、①の確認のもとに発言につい

め、女性解放とは何か、討論されはじめたのである。これは、女性解放斗争の前進と、労活運動の前進の中ではじめて勝ちとられたと思ふ。

だからこそ、労活で今後更に女性解放について、討論を深めることが問われており、我々も積極的に担っていきたいと考える。
(注)レーニンの引用文中の傍点は筆者

が存在し、時の新左翼が糾弾に居直るということとうらはらであったということを、真摯に総括しなければならぬ。

⑤ ところで、全労交婦人交流会は婦人同盟なのであるのか。いや、そうではない。それは、第1に名称を全労交婦人交流会としておこなわれて来たこと、第2に労働運動と女性解放斗争の結合をめざして斗われて来たこと、第3に3点の確認の第1点「全労交婦人交流会も五労交集会の一環として開催されるものであることを前提的に確認し」として来たこと、第4に前に引用したレーニンの立場を正しいとして活動してきたことよってである。であるにもかかわらず、婦人の糾弾を婦人同盟という主張とするのは、実践的には、糾弾を否定し、又婦人大衆のたちあがりて婦人解放をかちとるのでなく、男が解放してやるという融和主義である。

⑥ 帝国主義国プロレタリアートにとって差別者と被差別者の区別、抑圧民族と被抑圧民族の区別という立場を明確にしないかぎり、融和主義、排外主義を生み出し、帝国主義を補完するものとなるのである。レーニンは、

越えて全てを含めた新たな団結を形成し闘いを発展させることである。」としているのは、「差別を越えられる」すなわち「抑圧民族と被抑圧民族の区別・差別者と被差別者の区別をとりはらえる。」ということであり、「労働運動を闘うものは差別をしない。」という主張である。

これは、被抑圧民族、被差別者の不信が存在することを認めず、抑圧、差別をおおいかくし、助長、拡大させることである。こうした立場で「また部落解放運動、「障害」者解放運動、そして女性解放運動などの連帯と共同の闘いに努めるべきである。」と言うことは、「不信をもつのは悪い」「糾弾するのは悪い」ということになる。

だから、「糾弾、糾弾」というのは反差別労働運動であり、反動的である。団結を破壊し、運動の前進をはばむものだ。」という諸君を許してしまうのである。そう主張する人達は、矢田教育差別事件の日本共産党とどこがちがうか考えるべきであろう。

⑧ 最後に部落解放同盟の糾弾斗争について引用しよう。「今日の、わが同盟の『差別糾弾』は、す

抑圧民族と被抑圧民族の区別について、次のように述べている。

「抑圧民族の労働者の現実の地位と被抑圧民族の労働者のそれとは、民族問題の見地からみて、一様なものかどうか? いや、一様ではない。」

(一) 経済上の相違—抑圧国の労働者階級の一部は、抑圧民族のブルジョアが、つねに被抑圧民族の労働者の中からむごい搾取をして手に入れる超過利潤のおこぼれをもらう。そのうえ、経済的資料によると、「職長」に進級する割合、すなわち、労働者階級の貴族に出世する割合が被抑圧民族出の労働者よりも、抑圧民族出の労働者のほうがより大きいことをものがたっている。これは事実である。抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者（および住民大衆）を略奪するうえで、ある程度まで、自国ブルジョアジーの助力者である。

(二) 政治上の相違—抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者に比べて、政治生活のいくたの領域で、特権的地位をしめている。

(三) 思想上または、精神上の相違—抑圧民族の労働者はつねに、学校でも、実生活上でも、被抑圧民族の労働者を軽蔑または軽視する精神で教育されている。たとえば、大ロシア人のぐれて教育的イデオロギー斗争としてとらえている。差別糾弾を通して現象から本質への掘り下げをおこない、なぜこんな差別が生まれているのか差別とはなにか説明し、部落大衆に差別に対する自覚と完全解放への決意をもたせること、差別者に対しては、差別することがいかに自己の階級的自覚を見失わせられているかを明らかにし心からの反省と、差別の本質、共通の敵に対してともにたたかえるようにするのである。」

今、ベトナム人民を先頭とする被抑圧人民、被差別大衆の決起の前に、帝国主義国プロレタリアートの立場、すなわち抑圧民族と被抑圧民族の区別、差別者と被差別者の区別、が実践的に分岐し、問われている。労働者階級の闘いはここまで前進しているのである。

被抑圧人民、被差別大衆の糾弾に応え、帝国主義を打倒する階級的労働運動を構築しよう。

(脚) 傍点は論者

のあいだで教育され、もしくは生活してきたすべての大ロシア人は、これを経験してきた。

この様に、客観的事実ではあらゆる点で区別がある。」(レーニン「マルクス主義の漫画および帝国主義的経済主義について」国民文庫版P92)

「意識が生活を規定するのではなく、生活が意識を規定する。」(マルクス「ドイツイデオロギー」合同新書版P42)のであり、「支配者階級の思想は、いつの時代にも支配的思想である。」(マルクス「ドイツイデオロギー」合同新書P95)

すなわち、部落解放同盟の言うように「差別観念は社会意識として普遍的に存在している。」のであり、だから「斗っている労働者だから差別をしないというのは差別を温存させるものだ。」という抑圧民族、差別者に対する不信が存在するのは、差別・抑圧の物的基礎である階級社会—現在ではブルジョア社会—において、その物的基礎をうちくたく共産主義社会は実現してないし、その第一歩であるプロレタリア独裁を打ちたててもないのだから当然である。

⑦ 五労交集会の基調において「差別構造を

「五労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判」 添付「意見書」補足（七六・一二・一一）

三里塚斗争を支援する労働者の会

先に、「経過と自己批判」添付「意見書」を提出して以来、11月28日の全労活運営委員会までの論議をふまえて、更に、補足を提出したいと思います。

11月28日の全労活運営委員会の討論の中で、運営委からの①「本当に自己批判しているかどうか疑わしい」②「経過についてふれる必要はない。党派としての見解はどこで表明しても良いが、労活では『自己批判』だけで良い。討論はそれからだ」という2つの意見が出された。

一、「自己批判が信用できない」と言っているのは、我々が労活をどう評価しているのかわからないということだと思っております。労活の評価、とりわけ結集四条件のはたした役割について明らかにすることが必要だと考える。

① 67年10・8佐藤訪ベト阻止斗争を闘い、階級斗争の新たな段階（プロレタリア国際主義と組織された暴力）を切り拓いた三派全学連の闘いは、ベトナム人民の英雄的闘いに勇気づけられながら、69年11月決戦、70年安保斗争、71年9・16三里塚東峰十字路機動隊一隊大隊せん滅戦を闘い抜いて来た。しかし、60年代後半の階級斗争の主体が学生であり、労働者の闘いが分散しているという小ブル急進主義、市民主義という主体の限界に規定されて全国反戦の分裂をむかえたのである。

② 60年代後半を闘い抜いた党派では、70年以降、労働者の中へという階級的基礎の転換が開始された。

③ 60年代後半の労働者の闘いの分散という中で生まれた労活は、資本に対する党派性（

が負う。(4)自らの闘いの発展と、闘いの連帯をもとめて結集する。覇権をもとめず認めない。……であった。

④ 革マル派は、69年1月東大闘争での裏切りが続いて、71年9・16闘争、70年華青闘の告発から開始された、革命闘争の開始に対して、敵対者として登場し労活三里塚集会への襲撃をおこなってきた。時に争われたのは、9・16闘争に代表される革命闘争の前進に対して、結集を開始した戦闘的労働者が、それを支持して、プロレタリアートの独自性を貫くかどうかというものであった。この革マル派を打ちたおして、労活は新たな段階を切り拓いて、結集を獲得していったのである。革マル派は以降、73順法暴動から74春闘での裏切り、10・31寺尾無期差別判決以降の部落解放闘争からの逃亡敵対を行ない、プロレタリアートの敵対者たることがプロレタリアート全人民の前に明らかになった。

⑤ 73順法暴動から始まる民同の崩壊の中で、73〜74年戸村参議院選挙闘争において、革命

的議会主義をかかげて、政治闘争への労働者の登場が開始された。戸村選挙闘争の共同闘

争の経験を通して、労働者の闘いの路線が求められ、74年三労交をめぐる激論を呼びおこし、「路線をノ」。「交流体から運動体へ」と言われる闘いの前進がかけとられてきた。政治闘争を闘うかどうかという論争の結果、74年11月フォード来日阻止闘争、75年の4・19闘争への取りくみにはじまる労働者の政治闘争の前面への登場をもちとってきた。これと並行して、全金本山闘争が全国の反戦派の共同の闘いとして築きあげられてきた。

⑥ 74年10・31以降の部落解放斗争の前進、76年3・1民団神奈川事務所不法占拠事件に対する韓青同を先頭とした闘いや、島添斗争での沖繩人労働者の闘い、「障害者」の足を奪い返す会に見られる「障害者」解放斗争、山谷、寿での闘いの前進等、糾弾主体が形成されている。75年の婦人解放斗争の前進は労働者の中で自己の団結体を形成し、婦人解放斗争を労働者の課題にのぼせた。

⑦ この革命闘争の自然発生的な高揚に対して、帝国主義国プロレタリアートがどの様な立場をとるのか、76年争われてきた。労活では、6・15派と6・20〜9・23派として争

われ、三里塚闘争に連帯する会でも争われてきた。これは、プロレタリアートの独自性を貫いて、被抑圧民族、被差別大衆の糾弾に込めるのか、自然発生的性に拜跪して、プロレタリアートの独自性をなげすんで、武装解除するのかがという二傾向の争いであり、政治闘争の内容をめぐって、（革命的）政治闘争か経済主義的政治闘争か）分岐がもたらされるといふ闘いの前進であった。五労交婦人交流会をめぐる論争もこうした闘いの前進によって必然的に引き出されてきたのである。

⑧ 覇権とは、対立する一方の覇権が一方の覇権をうちたおすことであり、組織があれば、運動があれば必ず存在する。毛沢東はこう述べている。「矛盾の普遍性または絶対性という問題は、二つの意味がある。その一つは、矛盾があらゆる事物の発展の過程に存在するということである。エンゲルスは『運動そのものが矛盾である。』と言っている。レーニンが対立面の統一の法則に対して下した定義によると、それは『自然界（精神も社会も含めて）のすべての現象と過程における矛盾した、排斥しあう、対立した諸傾向をみとめること（発見すること）』である。こうした見

解は正しいだろうか。正しい。すべての事物の中にふくまれていて矛盾する側面の相互依存と相互斗争はすべての事物の生命を決定し、すべての事物の発展を推進する。矛盾をふくまない事物は一つもなく、矛盾がなければ世界はない」(毛沢東選集I P 453)と。

多数決とは、まさにこの一方の覇権のもとに決定されることであり、主流を占める決定がなされることである。そうでなければ決まるはずもなかったし、今後もありえない。

⑨ この二つの傾向(革命的政治斗争と、経済主義的政治斗争)の色あいとしての分岐がはじまり、全国に波及しつつあるが、始まったばかりであり、全国をおおってはいない。この色あいをめぐる論争が運動に生命を与え、前進を保障し、階級斗争の新たな段階を生み出す力である。この争いは結集四条件という団結の中で争われ、いまだそれによって団結が保障されている。こうした現在の条件のもとでこの団結を守り発展させることが、運動の前進の利益であると考えており、婦人交流協会において、全労活運営委員会の削除決定に従わず、婦人交流集会の五労交からの切りはなしをもたらすという結集四条件への違反が

団結の破壊行為であるから自己批判も、この観点からおこなったのである。

二、何故、経過についての論争にふれ、意見書を添付したのか。自己批判するのはどういうことだと考えているのか。

いわゆる「坊主さんげ」あるいはマヌーバ1について。つまり、他では勝手に意見を表明し労活では内容抜きで「自己批判」して嘘を言うことについて。

①意見書を添付し、経過で論争にふれたのはなぜか。

現在、革命斗争の自然発生的高揚の中で、被抑圧民族、被差別大衆の糾弾に応えプロレタリアートの独自性をつらぬくという論争運動が開始され、プロレタリアート大衆の全体に波及しつつある。我々は、これを波及させ、全人民的政治暴露を行うために全人民の中で活動している。このことこそが、現在の、そして将来の階級斗争にとって死活の問題だと考えている。

労活が現在までの労働者の戦闘的大衆組織なので、先のため活動して来た。つ

まり、以上の立場があつて、大衆との結合の仕方があり、労活へのかかわりがあるのである。したがって、立場のない、内容を抜きにした自己批判はありえない。

②マルクスは述べている「共産主義者は、自己の見解や意図をかくすことを恥とする。」と。(「共産党宣言」国民文庫版P 74)

党派は(そして個人も)革命をになおうとする、あるいは心をよせるすべての党派、グループ、個人に対して、自己の責任をあきらかにしなければならぬ。なんとすれば労活も党派も階級社会の内にあり、労活をめぐると論争に関係のない党派も個人もありえない。そればかりか、資本主義は世界的であり、一国ではもちろん世界で連鎖しており、プロレタリアートは、一国の枠をこえて存在しさえしているのだから、世界で起きているいかなることも労活と関係ないものはないからである。

③「坊主さんげ」についてレーニンの言葉を引用しよう。「もし、ぜひとも手を結ばなければならぬのなら、運動の実践的目的をみたすために協定を結ぶが良い、けれども、原則の取引を許してはならない、理論上の」

「護歩」をしてはならない、と。これがマルクスの思想であつた。ところが、我国には、マルクスの名において理論の意義を弱めようとつとめる人間がいるのだ(「レーニン」なにをなすべきか)国民文庫版P 40)

を清算してしまふものである。我々はこの誤りだけではない。

④マヌーバも又、あやまりである。なんとすれば、その嘘がもたらすものは、党派への不信と団結の破壊、つまり革命斗争への不利益だけだからである。

△了▽

労活におけるテーゼは労活運営委であり、アンチテーゼは三支労と首都青年社研であつた。この対立こそが、労活の、そして階級斗争総体の前進の要であり、生命力であつたにもかかわらず、自己の責任を裏切つたことは許せないことである。労活での論議はいまだ継続されており(そして今はじまつたばかりなのだ)確定はしてはいない。「婦人交流会と並行して集会をおこなうかどうか」「二〇〇人の会場か、一〇〇〇人の会場か」という論争は、これから先の労活の将来を決定する重要な論争であるが、彼らはそれをひっくりかえし、自己の責任を裏切り、労活を泥沼に引きずりこもうとしているのだ。経過を歪曲し、デマゴギーを用いて、我々に対して「論議の前提はない」と言っている。この意見こそが運動を停滞させ、理論斗争の意義を弱め、労活の、日本の階級斗争の到達した地平と将来

五労交婦人交流会の事態について(七七・一・一五)

渡辺、青木が発送した文書に同封した説明文

東京—渡辺容子 神奈川—青木亜希子

全国で女性解放を闘い続けている婦人労働者の皆さん！

去る10月11日に開催された五労交婦人交流会の事態についての私達の自己批判を送付します。非常に遅くなりましたが、関係資料も種々出ましたので同封します。私達は、この自己批判書と意見書のもとに、労働運動と女性解放闘争の結合をめざしてがんばりたいと思います。是非御意見をお聞かせ下さい。

[1]「第五回全労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判」：三里塚斗争を支援する労働者の会

「意見書、糾弾について」(右文に添付) ；同右
[2]「第五回全労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判」：渡辺・青木

- 添付)：同右
- [3]「五労交集会上において婦人交流会を不開催とした経過と、その後の措置について」：76
 - 10・21、全労活運営委員会
 - [4]「五労交婦人交流会の総括(骨子)」：76
 - 11・27、全労活運営委員会
 - (1)、(2)の私達の自己批判に対する見解で再提出要求)
 - [5]「五労交婦人交流会をめぐる経過と自己批判、添付意見書」補足」：三里塚斗争を支援する労働者の会
 - [4]の再提出要求に対する私達の自己批判書の補足
 - [6]「婦人交流会の再生を待ちとり、新しい婦人労働者の闘い全国潮流を構築しよう！」：76・11・13 高橋いね子
 - (この文書の経過は8割くらい正し)
 - [7]「第五回全労交婦人交流会に関する自己批判書」：76・11・12 戸村のぶ子
 - (この文書は著しく事実を歪曲している)
 - [8]「第五回全労交婦人交流会開催中止の問題点と措置について」：(神谷)
 - (関西で出された文書です)
 - [9]「侵略Ⅱ差別と闘うアジア婦人会議会報 454」：76・11・1、宮田、竹内洋子、K、
 - [10]「全労活よどこへ行く！」：76・11・7、集会託児保母保父・不満分子一同
 - (渡辺の書いた「託児所アピール」に対する全労活運営委の措置Ⅱ紹介文にとどめるⅡに対する意見書)
- 以上の関係資料を送ります。

二・一三全労活排除決定批判(七七・六・一四)

三里塚斗争を支援する労働者の会

本年2月13日、全労活運営委員会は「各地方労活から三支労に所属する会員を排除し、全労活がすすめる運動には参加させない」という決定を下した。我々は、この決定を糾弾し、五労交婦人交流会をめぐって、全労活運動に何が問われたのかを明らかにしていきたい。

2月13日付全労活文書「三里塚斗争を支援する労働者の会(以下、三支労と言う)所属の労活会員の処分に関する確認」(以下「確認」文書と言う)によれば排除の理由は次の二点に要約される。①(我々が提出した自己批判書は)「結集四条件に基づいた自己批判になつておらず、結集四条件の理解が不十分である。このままでは今後の全労活集会の正常な開催を保障し得ない。②婦人交流会の参加者名簿の党派の利用および全労交婦人交流会関東連絡会議名称の私物化—自己批判の不徹底と同じ思想的問題であり許し難い。

① についで

①「確認」文書は言う。「全労活運営委員会が当該者に自己批判書の再提出を求めたのは彼等から提出された『自己批判』書は、自己批判部分に加えて事実経過と称して事実経過を歪曲し、併せて自己の党派的主張を述べ、これらの内容をすべてセットでなければ自己批判書を提出し得ないと言うものであったからである。そこで私たちは、彼らの政治的見解と切り離して結集四条件をまずもって無条件に認めることを彼らに要求したのである。共同のテールに着く用意(結集四条件を認めること)があるのか、ないのか、先決である。彼らの政治的主張の如何はその後に、ついで問題になるのに過ぎないからである。つまり、女性解放斗争などに関しての彼等の政治的立場や、主張の自由はそのまま尊重し、保障しつつ、あくまでも組織上のルールの尊重のみをくり返し要求したのである」(傍点筆者)

②運営委は、事実経過や「女性解放斗争などに関する政治的立場」が、あたかも今回の問題と何ら関係がないかの如く主張する。しかし、そもそも、事の発端は何だったのか。それは、全国実行委が婦人交流会基調文の経過の一部を削除せよと決定したことに始まる。彼らはその理由に「事実経過の歪曲及び運営委に対する誹謗・中傷」として三点をあげた。我々は、一点については誤りがあったので訂正するが削除の必要はない。他の二点については認められない。しかも、婦人交流会責任者のいないところで一方的に経過の歪曲と決めつけ削除を決したのは女性解放斗争の主体を婦人だと認めない女性差別であるとし、削除決定を批判した。

③削除の是非すなわち事実経過をめぐること

の論争こそ女性解放斗争のしかつ問題であつた。全労務事務局自身、昨年10月21日付「五

労交集会において婦人交流会を不開催とした経過とその後の措置について」という文書で経過を書いてある（これは我々の経過とは多くの点で相違がある）。全労務運営委は自分達なりの経過を明らかにすることによって削除決定、婦人交流会不開催の正当性を主張しているのである。従つて、我々が当初削除決定に何故従わなかつたのかという説明として我々の経過、見解を明らかにするのは当然であるし、また責任でもある。

④ ア、全国実行委は婦人交流会基調文の経過に歪曲があるとして削除を決定し、我々それを認めなかつた。

イ、我々は自己批判書の経過、添付意見書の中でそれがどういふ問題であつたのかを明らかにしようとした。

ウ、運営委は「自己批判」と「事実経過」を切り離せ、のちに論議すればよいと主張した。

エ、にもかかわらず、「確認」文書（最終決定）の中で、我々の自己批判書の経過を歪曲だと決めつけている「彼らから提出された『自己批判』書は、事実経過と称して事

実経過を歪曲し……」

⑤ 要するに運営委は、事実経過―婦人交流会をめぐって何が問われたのかは問題ではない。議論すべきではない。全国実行委が「経過の歪曲」だと言ひ削除を決定したのだからそれに無条件に（「経過の歪曲」ということも含めて）従うべきであると言っている。つまり、基調文に「全労務運営委を糾弾していこう」と書いたこと自体を自己批判せよと言っているのだ。

⑥ それは、高橋いね子文書、戸村のぶ子文書もまた、経過「女性解放斗争などに関する見解」を含んでいるにもかかわらず、両文書については経過、見解の切り離しを要求していないことも明らかである。高橋文書の経過は我々のそれと八割がた一致している。

しかし、その主張は「（婦人交流会基調は）女性解放斗争についても、一般的で、かつ反差別・糾弾斗争の水準におし止める……」

「婦人実行委多数派の立場は、労務運動の原則を放棄し、男労活に対する抗議・糾弾という形を通じて、自分たちの主体と方針の弱さをおおひ隠すものである」というように、女性差別の現実を見ず、糾弾を否定するという主張である。戸村文書にいたっては、自らも

参加した婦人実行委の決定をことごとくくつがえすという事実の歪曲に終始している。両

文書に共通なのは、自らも討論、作成に参加した基調文を否定していることであり、運営委の立場と同じであるという点である。

⑦ 以上述べてきたように、全労務運営委の④の主張は、全労活に対しては（高橋・戸村文書のように）坊主さんげを行なえ（「共同のテーブルに着く」）、それが認められれば我々の本来の主張を行なえばよい（「女性解放斗争などに関しての彼らの政治的立場や主張の自由はそのまま尊重し」）、というマヌーバーである。これまで、党派―大衆運動の指導者のこうした態度が、多く大衆の信頼を失なわせた。

女性解放斗争の前進によって勝ちとられた「婦人交流会を200名の会場で、他の集会と並行せず行なえ」という婦人の糾弾を隠蔽し、婦人交流会参加者を裏切る。このような態度を我々は決してとらない。

⑧ 「附記」批判
ところで、全労務運営委は自らのマヌーバーを隠蔽するために次のような論理を用いている。
「（一）一般的、原則的に言つて政治路線と組

織路線が不可分の関係にあることは周知の命題である。したがつて組織方針上の誤りが発生した場合、……政治的思想的根拠に遡つて自己批判、総括が深められるべきものである（全くその通りである）」（一）だが現実には……必ずしもそうした政治的・思想的自己批判に遡ることを求めるまでもなく、謙虚で率直な反省と陳謝の意が表明され、事後における実践が伴うならば、相互の信頼の中で許容されていく事例も少なくない」（二）「（三）今回の事件について私達は当初（一）項の立場で対処しようと考え、当該者に対し、その組織上の誤りについての謙虚で率直な反省のみを求め、彼等の政治的見解とは切り離してその組織上の誤りについて、その謙虚で率直な自己批判の表明を求めたのである。……」（四）「これはまさに（一）項の立場に立つ全労活の善意と配慮であった。」（五）

一見なるほどと思われそうではある。しかし、（一）項の立場はほんとうにあるのだろうか。「政治的・思想的自己批判に遡る」ことのなら「謙虚で率直な反省と陳謝の意」とはどういう自己批判を指しているのだろうか。「全国実行委の削除決定に従わなかつたのは誤りであり、自己批判します」これだけ

のことではない。全労務運営委はたつた一行のこのような「自己批判」を求めたのであるのか?（一）項の立場は誤りである。自己批判とは政治的主張であり思想である。（二）が全てであつて、ただ「政治的・思想的根拠に遡る」遡り方が不十分であつても自己批判として認められる場合があるということにすぎない。実際、高橋文書にしても、戸村文書にしてもそれぞれ政治的見解が明らかにされている。全労活自身、我々の経過が歪曲だという見解を明らかにしている。問題はその内容である。

⑨ 「全労活の善意と配慮」とは詭弁を弄して事の本質―女性解放斗争の問題―を隠蔽しようとする「悪意」に他ならない。実際、彼らは何とかして「女性解放斗争などに関しての政治的立場や主張」を切り離そうとして、論理矛盾におちいつてしまった。「私達が配慮したように、彼らの組織的誤りが必ずしも彼らの政治的主張の直接の結果でないとするならば、その両者の関係は切り離されたものとして処理されるのが当然であろう」

「政治路線と組織路線が不可分の関係にあることは周知の命題」ではなかつたのか。最後に「口先だけの欺瞞的な自己批判」であるという批判に対して答えておきたい。

我々は、削除決定の理由、決定のされ方―従つて決定それ自体が誤りであると考えている。その理由は先の自己批判書で明らかにした通りである。しかし、我々の弱さから、婦人交流会前段で全国実行委の、その誤りを正せなかつた以上、決定は決定として従うべきであつた。何故なら、婦人交流会は全労交の一環として開催されるべきであり、全労交の責任団体は全国実行委だからである。その意味で決定に従わなかつたことを自己批判したのである。

⑩ 今回の問題は、「婦人交流会を200名の会場で他の集会と並行せず行なえ」という婦人の糾弾をめぐる論争であつた。そして、階級的労働運動を担おうとする全労交運動にとつて、この婦人の糾弾を受けとめるかどうかは、今後の全労交運動の方向を決する重大な問題であつた。しかし、運営委は「政治的主張」の切り離しを要求し続けることによつて婦人の糾弾を隠蔽し居直つてしまった。

⑪ ついて
婦人交流会不開催をめぐる事態について、それがどういふ問題であつたのかを、婦人交

流会参加者全員に明らかにすることは、婦人
実行委の最低限の責任であった。事実婦人実
行委が総括会議を持つことは全労活も認めて
いた。しかし、残念ながら婦人実行委として
はこれを果たすことができなかった。そこで我
々は婦人実行委責任者の一人として、婦人交
流会参加者全員に問題の所在を明らかにし全
体の討論を保証するため文書発送を行なった
のである。また、東京では、高橋、戸村文書
は各70部(会員全体)が配布されたのに対し、
我々の自己批判書は30部(運営委員のみ)し
か配布されなかったし、関西では全労活文書

以外はどれも会員全体にまでは配布されてい
なかった、という事実もあり、討論の前提が
保証されていないと考えたからでもある。
しかし、その中で次の三点の誤りを犯した
ことについて自己批判します。
(1) 署名が「婦人交流会関東連絡会議、渡
辺・青木」となっており、その渡辺・青木が、
三支労の文書を「我々の文書」と書いている。
従って、関東連絡会議Ⅱ我々Ⅱ三支労という
大衆組織の私物化になっている。
(2) Kさんの文書を本人の了承を得ず同封
したこと(他の文書は労活全体に対して出さ

れた文書であるが、Kさんのは阪神労活内部
での討論のために出された文書である)。
(3) 更にKさんの文書の説明として「関西
の文書」と書き、あたかもKさんの意見が関
西全体の意見であるかの如き、誤解を与えた
こと。

全労活運営委の裏切りと私達の決意(七七・七・二六)

渡辺容子、青木亜希子

〈経過〉

10月8日

全労活運営委員会ならびに五労
交全国実行委員会、婦人交流会
の基調の「関東連絡会議は……抗
議していこう」の部分削除する

10月11日

ことを決定する。
(婦人交流会前段の実行委)全
国実行委代表、削除決定を通告。
婦人実行委は「基調を提起し、削
除については討論しよう」と決定。

10月21日

全労活運営委員会は、「今回の
事態について責任のある関係者に
全労活運営委に対する自己批判の
提出を要求し、労活内の一切の資
格を留保する」と決定。

11月2日

三支労、渡辺・青木「経過と自
己批判」、添付「意見書」提出。

11月27日

全国運営委は、「本当に自己批
判しているかどうか疑わしい」「
経過についてふれる必要はない。
党派としての見解はどこで表明し
ても良いが、労活では『自己批判』
だけで良い。討論はそれからだ」
という理由で自己批判の再提出を
要求する、と決定する。

28日

「経過と自己批判」、添付「意
見書」補足提出。

12月21日

1月15日付 集会参加者に対して自己批判書
等討論資料を送付する。

2月13日

運営委は、「自己批判の不徹底
と名簿名称の党派の利用―各地方
労括から三支労に所属する会員を

排除し、全労活がすすめる運動に
は参加させない」と決定。

〈要望書をなぜ提出したか〉

運営委に婦人交流会実行委として、「婦人
交流会を他の集会和並行しないで行う」とい
う要望書を出した。これは婦人が一割にも満
たないという労活運動の現実に対する糾弾と
してあった。運営委はいったん要望書を「当
然のことだ」として認めた。

〈基調で何が問題になったか〉

ところが運営委は婦人交流会を最大限保障
するといいつながら、婦人の代表に相談もなく
並行して行なう会議と催しをふやしていった。
さらにこのことに抗議していこうということ
を書いた基調に対し、「この糾弾は許せない
ものであり削除せよ」という決定が出された。

〈何が論争点だったか〉

運営委は「要望書は当然のことだ」とうけ
とめながらも、並行するものを何の連絡もし
ないでふやしていった。更には「抗議してい
こうなどということは許せない」ということ
になった。これは婦人の糾弾をうけとめると
いいながら実は糾弾を否定し、敵対している
ものである。それを「事実のわい曲がされて
いる」ということによって、おおいかくして
いるのである。私達は、論争点は糾弾につい

てであり、糾弾を否定することを認めるよう
な女性解放斗争は誤りである、と考えた。

〈なぜ自己批判書を出したか〉

労活運動の中では、「女性解放とは何か」
という討論が始まったばかりであり、討論を
保証することが必要であった。運営委の決定
に従わなかった事を自己批判し、基調の削除
を確認して意見の相異について、今後討論す
ることが正しいと考えたからである。

〈なぜ経過自己批判・添付意見書を出したか〉

11月28日運営委で「自己批判が不徹底であ
り、事実経過・党派的主張を含めた自己批判
は認めない」と主張している。しかし運営委
の出した事実経過はわい曲されており、正し
い事実経過を出す責任があったと考える。

〈なぜ補足意見書を出したのか〉

11月28日運営委で「自己批判書が信用でき
ない」と言われていた。それは、私達が労活
をどう評価しているのかわからないことだと
考え、労活の評価、とりわけ結集四条件のは
たした役割について、何故経過についての
論争にふれ、意見書を添付したのか、自己批
判するとはどういうことだと考えているのか
ということについて補足を提出した。

〈なぜ発送を行なったか〉

「婦人交流会は五労交集会より切り離す」とされており、私達は切り離された集会の責任者として、集会参加者への責任がある。ところが戸村、高橋文書、労活運営委員会の決定文は発送されており、私達の自己批判文が発送されていないという事態がおこっていた。婦人交流会では、基調の一部を削除するかしないかについて婦人交流会実行委に一任するという確認になっており、経過について知らせる責任があったと考える。

〈決定の前になぜ発送したか〉

処分理由として「話し合い中であるにもか

かわらず、発送が行なわれた。これは議論の余地もない、全く許しがたい行為である」とされている。運営委との話し合いの中で検討中であり、全国的に討論の最中であつたからこそ、全体で何が問題であるのか検討する資料として発送することが必要だつた。

〈何が問われていたのか〉

問われていたのは、糾弾を認めるかどうかということである。私達は発送することによって、糾弾をめぐっての内容を明らかにし、討論をおこそうと考へた。この発送を認めるかどうかということが、実は婦人交流会をめぐって糾弾が行なわれていたことを認めるか

どうかであつた。運営委は、発送が悪いということによって五労交婦人交流会の問題の本質を陰蔽し、糾弾という内容を失なわせようとしたのである。

〈私達の決意〉

運営委の糾弾を認めないということは、女性解放斗争、労働者解放斗争への敵対である。私達は被抑圧人民、被差別大衆の糾弾に依り、婦人労働者が先頭になって女性差別と闘い、日帝打倒を勝ちとるまで闘いぬく決意です。

游撃派批判(七七・八・二〇)

三里塚斗争を支援する労働者の会

〈事実経過〉

5月6日、鉄塔ぬきうち破壊が行なわれた。我々は報復戦を闘いぬくため、ただちに現地

に結集すべきだと考へ、神奈川育休反対連絡会(以下育休連)に7日に予定していた神奈川育休条例化阻止決起集会の延期を申し入れた。しかし、5月7日集会は行なわれた。後日、16日の育休連事務局会議において我々に

対して「集会の延期という重要な事を電話連絡で済ませようとしたこと、準備してきた5・7集会の大衆に対する責任と育休制度粉砕斗争をどうとらえているのか問題がある」と指摘があつた。これに対して我々は「6日から

三里塚に行つた事は正しいし、5・7集会も認める」という誤つた態度をとつた。その後、游撃派機関紙游撃第32号において、5・7神奈川育休連集会をめぐり「三支労働育休斗争の放棄・無責任性」という誤つた批判が行なわれた。我々は5・16事務局でとつた態度を自己批判し、①6日からの三里塚鉄塔破壊実力報復戦への総結集は正しく、その事が育休斗争の放棄・無責任だとするのは反動的である。②①を育休連事務局で討論する事を拒否した態度にみられる游撃派のマネージャー(育休連事務局でとつた態度と外での主張が異なる)は許せないと批判を開始した。5・7集会をめぐつての論争の過程で、游撃派は我々を「育休連から排除する」とし、我々はこの様な反動的な主張に反対し、現在分裂に至つてゐる。

△5・7神奈川育休条例化阻止決

起集会についてV我々の自己批判

判と5・7集会批判I

5月6日の鉄塔ぬきうち破壊に対して、反対同盟は、①あらゆる手段で報復を貫徹せよ。②二期工区内に拠点を建設する。③5月8日に集会を行なう。の三点確認をただちに発し、三里塚に行かなくてもいいという事が、育休

全支援に鉄塔破壊実力報復戦を訴えた。我々それぞれに、6日からの報復戦がどの様に闘いされるのか、労働者がどれだけ闘いぬけるのかという事が今後の三里塚斗争を決すると考へ、6日から現地へ結集した。6日、7日の報復戦が斗われた事によって、8日の集会において、空港を武力で粉砕するという大衆的意志統一が勝ち取られたのである。我々は5月6日からの鉄塔破壊実力報復戦を労働者を先頭に闘いぬいた。ブルジョアジーの弾圧に対し、全人民の反撃が問われていたのであり、育休粉砕斗争を闘う全ての婦人に、6日からの実力報復戦を提起する事こそが正しかったと考へる。

神奈川県下に於ける育休制度粉砕斗争の主体は、神奈川育休反対連絡会であり、育休連の闘いは、社共、インターの改良主義と分岐し、制度そのものの粉砕を勝ち取るべく闘いぬかれてきた。制度粉砕の力は帝国主義打倒の力であり、それなくして女性解放斗争は勝利できない。三里塚斗争は、日帝打倒の闘いの先頭で斗われており、育休粉砕斗争も、これと結合し、闘いぬかれることが必要であると考へる。5・7集会を認めた事は、5月6日から三里塚に行かなくてもいいという事が、育休

粉砕斗争の名のもとに公然と行なわれた事を許してしまうものであり、三里塚斗争と女性解放斗争を敵対させるということであつたので自己批判しなければならぬ。

△游撃派の「二重展開」批判V

游撃派は、5・7集会を「革命的二重展開」と主張している。

全国に第二第三の三里塚をつくりあげようとして闘ってきた。が女性解放斗争は現在三里塚斗争のように闘われているという事ではなく、三里塚のように闘おうとしてがんばっているということである。

游撃派は「二重展開」を言うことにより①三里塚斗争が育休粉砕斗争であり、女性解放斗争であることを否定し、②育休斗争が現在三里塚斗争のように闘えているというウソをいつているのだ。③点目は現在の我々の問題——育休粉砕斗争を武力斗争に発展させる——を隠蔽し、克服することを出来なくするので反動的である。

游撃派の「二重展開」論は、彼等自身の問題——游撃派の婦人の多くが鉄塔破壊実力報復戦に確信がもてず、実力斗争を支持して

いても、報復戦に実力で決起できないという現状——に規定されているのだが、彼等の誤りはこの現状をかえようとしないうで居直っていることである。「婦人労働者は5・7集会へ、男・学生は三里塚へ」つまり婦人は8日の集会に行けばよいという彼女等の思想は、婦人自身の決起を押しとどめるもので、女性差別に敗けていることである。

△鉄塔破壊実力報復戦は

女性解放斗争の中でどう

いう意味をもつのか▽

5月三里塚鉄塔決戦は、5・6鉄塔抜き打ち破壊という国家権力の暴挙に対し、反対同盟が「もはや三里塚に法はない。我々は何をやってもいい。」と実力報復戦を呼びかけ、全ての労働者・学生・市民がどれだけ応えて斗えるのかという問題として開始された。我々は、鉄塔抜き打ち破壊・東山さん虐殺糾弾の報復戦を、大衆の実力斗争として、職場、地域から決起し、斗い抜いてきた。5・6と8の斗いは、反対同盟の呼びかけに答えられなかったと我々は考え、5・29斗争を大衆の実力斗争として斗いぬいた。このことは、報復戦は終っていないし、ブルジョアジーの鉄

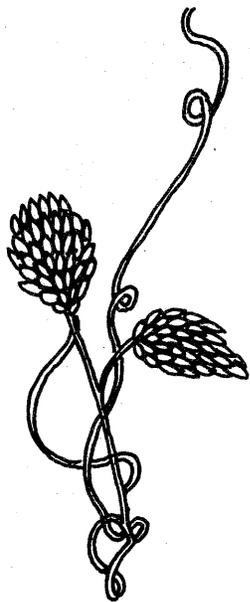
塔抜き打ち破壊・虐殺という暴挙に対して、必ず労働者階級人民の報復を貫徹するということを明らかにした。5・29斗争は9・16、5・6と8の地平を継承し斗い抜かれた。この斗いには、部落大衆や、一障害者「婦人労働者が参加した。婦人労働者が武装し、決起した事は、これまでのプロレタリアートの前進、女性解放斗争の前進によってもたらされ、女性解放斗争の実力斗争への発展という飛躍をかけて斗い抜かれた。育休粉砕斗争をはじめ、職場・地域で斗ってきた子持ち婦人が、5・29斗争を先頭で斗った。5・29斗争を先頭で担った仲間に対し、権力は「男にくつついてやっているとんだらう。」等女性差別をもつて転向強制を行なってきた。この事は、何よりも婦人の決起に対する権力の恐怖のあらわれに他ならない。

5・6と8をはじめとし、5月鉄塔破壊実力報復戦がどう斗われるかが、三里塚斗争の未来を決し、女性解放斗争の未来を決した。我々は考える。この間、三里塚斗争への婦人（とりわけ子持ち婦人の）結集が勝ち取られ、反対同盟による集会託児の実施など、女性解放斗争と三里塚斗争の結合は着実に強まってきた。我々は、三里塚の斗いから学び、職場

・地域で第二第三の三里塚を創り出すために斗い抜いてきた。こうした女性解放斗争の前進に対し、日帝は侵略反革命の強化に向けた女性差別の強化・拡大をもって女性解放斗争の前進を押しつぶさんとしてきている。ブルジョアジーは、女性差別で合理化をスムーズに行なうものとして育休制攻撃をかけてきた。育休制粉砕斗争は、侵略反革命を阻止し、日帝を打倒する斗いとして斗い抜かれねばならない。制度粉砕の力は帝国主義打倒の力であり、それなくして女性解放は勝ち取れない。社共・インター等の改良主義と斗い、制度そのものを粉砕しなくてはならない。韓国、東南アジアへの侵略反革命の拠点として、国内の交通、通信、運輸産業の帝国主義的再編の要としての三里塚空港建設は、まさに日帝の死活の問題としてある。三里塚斗争は日帝の野望を粉砕する斗いとして、実力斗争で権力と非和解的に対決する中で、ブルジョア民主主義のウソと偽善を暴露してきた。三里塚斗争は日本階級斗争の最前線として、全人民の支持と共感をかくとくしつつ、斗いの方向をさししめしてきた。労働者階級、被抑圧人民、被差別大衆との結合は、三里塚斗争の前進をもたらししている。部落解放同盟、「障害者」

日雇労働者、沖縄反戦地主会、婦人の決起が勝ち取られ、日帝を打倒し、空港を粉砕する力がどこにあるのかを明らかにしている。だから民主主義を斗い取るためには、三里塚斗争と結合することが必要なのである。女性解放斗争の未来は、三里塚斗争の未来である。5月鉄塔決戦——8月ジャンボ阻止斗争の地平を踏み固め、開港阻止、空港粉砕の斗いを大衆の実力斗争で爆発させ、この力をもって、育休制粉砕、女性解放を勝ちとろう。

※ ※ ※ ※ ※



新百石署名の集り具合はどうですか。健康に留意し、敵君と衆

いまして、

いかに朝鮮人強制連行の記録を讀もうと思つて、

解放新聞にも「朝鮮と日本の歴史」という日本帝國主義の侵

略とそれに対する朝鮮人民の反日斗争の事について書いてあります

今もなお朴政権の下で韓国侵略を行つた状況の中で斗争韓

国民衆の死を賭して反日反外國事は帝國主義本國で斗争松達ニ抑五

民族に對し支配の志向と斗争の事について書いてあります

帝國主義の斗争は日知見主義に對する斗争と不可分に結合されて

ば空虚な誇りの言辭にすぎない(ニニ帝國主義論)

國內の交通通信運輸産業の帝國主義的再編の事として、日本帝

國主義の侵略反革命の拠点としての三重塔空港を粉砕する事は、日本

國主義の排外主義の斗争と密に結合して「國家的再編」公衆の急新東本國

際空港建設に何故反對する人という個唱と北東攻撃の中心地工場を振

り共に身体をけりけて徹底的に斗争を米に反村同盟と労働者党

の斗争は國家は、この階級のものであり従て司法もまた

「自由と平等」にうたがひて民主主義のウツと偽善を全うするに三重塔

の斗争を抑圧する者との間に「平等」の階級が取り除かれ

た「平等」の斗争は、この階級が取り除かれ

解放完全解放斗争を斗争として韓国東南下への侵略反革命を

許すに斗争として内にある階級と斗争を斗争として先と米で斗

現地ではもう斗争の斗争が始まるに斗争として斗争を斗争として

三重塔の斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として

斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として

大金の差入代りもあつた(斗争)に、

書信は、(斗争)の斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として

斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として斗争を斗争として

第五回全労交集会婦人交流集会の開催中止について

(七六・十・十一)

資料1

全労活運営委員会

一、一〇月八日開催された第五回全労交集会

全国実行委員会の席上、翌九日配布を予定
されていた諸文書のうち、婦人実行委が作
成した文書に於て、婦人交流集会の準備過
程についての歪曲と、更には、全国実行委
員会の決定そのものを誹謗し、これに敵対
する一節が含まれていることが発見された。

そこで、全国実行委はすでにさし迫って
いた集會に於て混乱を最大限に防止するた
めに、次の緊急措置を決定した。

【ひとつ】 それぞれ異った見解が参加者から提
出されるのは当然であるにしても、第五労
交集会の主権責任団体である全労活運営委
員会ならびに全国実行委員会が、自らの責
任で配布する基調関係文書の中に全国実行
委の決定そのものに反対し、これに敵対す
る内容が存在することを許すことができな
いのは当然である。

【ふたつ】 従つて、婦人実行委関係者に当該部
分の削除を求めるとともに、これに応じな
いときは全国実行委の責任に於て削除する
こととする。万一、こうした削除を拒否
して強行する場合には、その婦人実行委な
るグループがすでに全国実行委と異質の集

団と化しているものとみなし、同グループ

並びに同グループが主催する集會は全国実
行委員会ならびに第五回全労交集会とは全く無
関係なるものであることを確認し、その旨
表明する。なぜなら、本日予定されていた
婦人交流集會は、全労活運営委員会、全国
実行委の下に第五回全労交集会の一環とし
て開催されるべきものであつて、特定グル
ープや、党派の異質な目的と指導の下に運
管されるべき性格のものではないからであ
る。

以上の立場で全国実行委員会は、婦人交
集會が正常に開催され婦人労働者の切実な
課題についての交流と討論こそが深化され
ることに努力したのであつたが、ついに同
グループの翻意をうることができないまま
集會が強行されるに至つたため、ここに第
五回全労交集会の一環としての婦人交流会
は開催されなかつたことを明らかにするも
のである。

二、こうした、いかに極まる事態は、全労交
集會発足以来始めての不詳事である。この
間の経過を充分に知らされず同集會に参加
し、切実な課題の交流と討議の機会を著し

一九七六年一〇月一日 全労活運営委員会

※1五労交集会当日に配布された「婦人交流
集會、基調」は、九月二六日に開催した婦
人交流集會第二回全国実行委員会で確認
されたものである。

2 三点の確認とは

- 第一に婦人交流集會も五労交集会の一環として開催されるものであることを前提的に確認し、
 - 第二に、婦人の五労交集会参加者が婦人交流集會に参加することを最大限保障すること、
 - 第三に、右の保障をおかすことのない範囲内で、他の打ち合せ會議、集會などを設定すること。
- この時間帯の託児は、男性のみでおこなうこと。

五労交集会において婦人交流集會を不開催とした経過と その後の措置について (七六・十・二一)

資料2
全労活事務局

一〇月一日の五労交集会全体集會において発表された五労交集会の一環としての「婦人交流集會の開催はなかったものとする」との全労活運営委員会の確認文書は後記の（全労活運営委員には送送済み）とおりです。
全労活運営委員会が、このような確認をおこなうに至った経過についてはつぎのとおりです。この経過と主旨について徹底を期されるよう要請します。

記

(一) 婦人交流集會は二労交集会のときから全労交集会の一部として開催されている。
二労交においては全く準備なしで集會参加婦人集會として開催されたが、三労交準備過程から首都圏の婦人活動家を中心となり準備をすすめる「全労交婦人交流集會」なる名称が使われるようになった。
(二) その後、「全労交婦人交流集會」の名称によって全労交集会時の婦人交流集會準備以外の活動もおこなうこととなった。（例えば、七五年一月の国際婦人年粉砕の闘い）の中で、全労活事務局から、そのような行動主催団体名称として「全労交婦人交流集會」の名称を使うことは、不適當であるとの注意

をおこなった。その後、全労交婦人交流集會関東連絡会議と名称を変え、責任者として渡辺容子（東京）、青木亜希子（神奈川）、戸村のぶ子（千葉）の三名が明らかにされている。

(三) 五労交の開催にあたっては、この関東連絡会議が準備の中心となり、この関東連絡会議の呼びかけで八月二二日、九月二六日の二回にわたり五労交集会婦人交流集會全国実行委員会が開催された（第一回六名、第二回七名が出席）。※1

(四) 本年二月二二日の第二回都府活運営委員会の席上、渡辺容子運営委員から「五労交集会において婦人交流集會を他の集會と併行せず、しかも会期内において開催してほしい」との希望がのべられた。

(五) 二月二九日三月一日、大阪で開催した第七回全労活運営委員会において、五労交集会の日程大綱を検討、確認した。
その際、前記の希望を受け入れるためには、第三日目の午前中に婦人交流集會、午后に全体集會を開催する以外に三日間の日程の組みようがないことが明らかとなり、このような日程設定が確認された。

(六) 五月二一日二三日の、第八回全労活運営委員会は、集會基調の討論とともに、集會日程の細部を検討し、第三日目午前中に婦人集會を開催するにしても、尚J.C四単産関係者会議、訪中報告会議は必要であるとの確認をおこない、会場等の準備をすることとなった。

(七) 七月九日の第九回全労活運営委員会に全労交婦人交流集會関東連絡会議の代表として六、七名の婦人が参加し、「婦人交流集會を他の集會と併行しないで開催してほしい」との要望書が提出された。
この要望書の観点から、第一に、「婦人労働運動あるいは、労組婦人部活動」を対象とする課題別分科会は設定しないことを再確認した。

第二に、婦人交流集會と併行してJ.C、訪中会議以外を設定しないとすれば、他の多くの集會参加者が婦人交流集會に参加させる必要があり、すでに用意した二〇〇名の会場を変えなければならぬのではないかと、さもなければ他の集會等を別に設定するべきであるとの討論となり、最終的な判断を出席している婦人に求めたところ、「他の集會を併行して設定しない」点を重視して、会場を大ホールとするこもやむを得ない。しかし、婦人交流集會は婦人の主体性において開催したひとの態度であった。そこで、男性参加者は、傍聴し学習する形で婦人交流集會を開催することを満場一致で確認した。

(八) 翌七月一日、第一回五労交集会全国実行委員会が開催された。婦人交流集會について前日の全労活運営委員会に出席していた一部の婦人から、婦人交流集會は多数の男性に囲まれた形では自由に討論が出来ないから二〇〇名の会場で行い、しかも他の集會は設定しないように」との発言が行われ討論となった。
かなり長時間に亘り、議論を行った結論として三点の確認をおこなったものである。その時点で併行して開催する集會、會議として、J.C、訪中報告の他、平和台の報告なども考えられたが、その他は五労交までに検討して決めることが明らかにされた。
(九) 八月二一日二二日の第一〇回全労活運営委員会の席上、全労活代表菅沼正久氏から労農提携の申入れがあり、五労交集会に連帯あいさつを要請してあった関係で五労交集会時に交流集會を開くことが要請された。更に全労活の労活会員から「列車黄害」の上映が申し入れられていたのでこれも準備することが確認された。（「ハラ工場の反乱はその後申込まれた。」両者とも七・一全国実行委の三点確認をふまえて第三日目午前中に設定することを意志統一した。）
(十) 一〇月八日の第二回全国実行委の席上、配布された資料のうち「婦人交流集會基調」のなかに問題があることが発見された。席上で全労活運営委が指摘した主な点は、第一に、婦人交流集會の基調（以下「基調」）

では、七月九日の全労活運営委で確認した翌日、変更した経緯が不明である（過程についての歪曲）。
第二に、自からも出席し、満場一致で確認した七・一全国実行委の三点確認を「基調」では「婦人の参加の保証ができていないかどうかを誰が決めるのだろうか」と否認している。（決定そのものの誹謗）
第三に、三点確認に基づいて、全労活運営委が労農提携の第一歩として設定した「農村活動家との交流会などが『基調』で『糾弾に一切応えていない』……断固とした抗議を行ってほしい」とされている。（決定そのものへの敵対）の三点であり、これをめぐって議論となった。
しかし、この第二回全国実行委員会には関東連絡会議の三名の代表は欠席し、婦人の参加は一名（九月二六日の実行委出席者）のみであり、しかも五労交集会を翌日にした。実行委であったため全労活運営委員会は①婦人交流集會が自主的に該当部分を削除する②または全労交集会主催者である全労活運営委の責任で削除することに同意を求め、なお「声明」で明らかにしたような措置を提案し、一名の反対があったが確認した。反対者も確認は従うとのことであり、婦人参加者に確認の実現に努力するのとことであった。

(十一) 集會第三日の午前八時三〇分より横山全労活運営委員を責任者として、当該部分の削除」を求める全国実行委の決定を全労交婦人交流集會全国実行委に伝えたが、同実行委は自主的に削除することも、全国実行委の責任で削除することに同意することも意志統一できないまま、集會を開催することとなった。
横山運営委員は、集會席上において再び全国実行委の主旨を伝えたが、こども同意を得られなかったため、同運営委員は「全労活としてこれ以上責任はもてない」と発言し、退席したものである。
その後、緊急に全労活運営委を開催、「五労交集会の一環として婦人交流集會は開催されなかったこと」を確認し、文書をして全体集會で発表した。
(十二) 全労交集会は、これまで左記の結果四条件を何回も確認し、これに基づいて運営してきた。
① 集會の主旨に賛同する闘り労働組合、労組活動家を広く結集する。これは運動に対する見解の相違者が参加することを前提とすることである。
② 具体的な実践を基礎にして交流と討論を重ね闘いを発展させる教訓を共有化する。
③ 多数決主義をとらない。討議を尊重する。運営上の最終責任は全労活が負う。
④ 自からの闘いの発展と、闘いの連帯を求めて結集する。覇権を求めず認めない。

今回全労活運営委員会が婦人交流会の開催に当って問題にし措置をおこなったのは、あくまでも集会運営上の観点と範囲に限定したものである。(婦人交流会の準備過程、集会内容についても意見はあるがそれは別の機会に総括するつもりである。)

「全労交集会発足以来始めての」今回の「不詳時」は、婦人交流会の準備の中心にいた特定党派勢力が、一〇月八日の全国実行委及び全労活運営委の承認を尊重せず、これを拒否して集会を強行したことに起因している。

(十)現在、「再びかかる暴挙をくり返さぬために必要な」手段として、今回の事態について責任のある関係者から全労活運営委員会に対し、自己批判書の提出を求めるとともに、事態の解決が終了するまで労活内の

第五回全労交婦人交流会に関する自己批判書

資料3

五労交婦人交流会実行委・戸村のぶ子

一、五労交婦人交流会実行委員会のかかわり方について積極的に責任がもてなく、受身的であったことを反省します。

二、基調について、基調作成の会議については参加していなかったのですが、経過、および職業病闘争のあつかい方(たつた一行のみであった)には異議がありました。当日の討論をつうじて婦人の交流を深めようと思いましたが、渡辺さんが提起したのは「糾弾」と「削除部分」「育休」について討論したいとのことでしたが、その提起に

一切の資格を留保する措置を構している。幸い、関係者及び関係党派は、今回の事態に対し、反省をし、自己批判する意向を表明している。今「不詳時」そのものの事後処理は容易であると考えられるが今後、特定グループや党派からの我々がすすめる運動に対する破壊行為が再びくりかえされることのないよう、今回の事態を教訓化し対処することが必要であると考えます。

尚、五労交集会の総括、当面の行動、および次回の全労活運営委員会の開催(一月二六日、二七日)などについては追って連絡いたします。

この一〇月二一日付文書は、一〇月一八日付文書の一部にミスプリントと理解困難箇所があったため、補正、加筆したものである。

三、全労交運営委員会の10月8日決定については正しいと思ひ、その決定を受け入れるように、また、集会に参加して仲間に最大限、婦人労働者のかかえている課題を討論するべきだと主張しましたが、三支党の人達は拒否し、糾弾してゆくのだと多数をたのみに押しきろうとしたので一致できないまま、当日の司会には責任がもてないものであります。

四、婦人交流会でだした基調には事実の歪曲

五、

六、同時に補足的な会議をもつてもいいと思ひます。全体の実行委の承認のもとに参加者の選択によるものでしかなない。

「一切もつな。もつこと自身が糾弾の対象だ」との意見はまちがっている。なお、課題別・産別分科会、全体集会は婦人交流会と同時に開催するのは反対である。

七、全労活運営委員会の決定を無視した強行集会については当然間違っている。問題は、この点のみ自己批判しても解決しない、同じ事態が再現される可能性がある。

八、この間の婦人交流会の運営については、大衆的発展が追求されるのではなく、集会等のたびに一定の政治見解が提起され多数決に近い状態でその基調として採用を承認させられてきた。

(例)11・5集会の基調
異議があり、その削除を要求した時、その問題でなんども実行委がもたれ、多数をもつて拒否された。

九、その事態の中で3・8集会があつたが大

衆的発展が望めないと思つたので参加しなかつた。さらに、婦人交流会として春闘討論会すら持てなかつた。このようななかで五労交婦人交流会を迎えた。

十、今後の運営について
婦人交流会といつた場合、千葉、東京、神奈川の代表者3人についてなくずし的に決められているし、渡辺さんが東京の婦人の代表だといつても不適當だと思ひし、まゝとまるとは思わない。

十一、婦人交流会運営の原則について
全労交結集四条件をこの間の全労交婦人交流会の経過をふまえて、さらに、具体的に確認し、運動全体すなわち全労活、地方労活の発展とともに婦人交流会も発展するように労活との関係を強化することを提起したい。

②経過においても、婦人実行委(三支党として)のべられており、婦人実行委において多数いたが、少数意見として婦人実行委内部に意見の対立があつたこと、こういった少数意見を無視して運営を強行したことについて自己批判がない。

△当日の経過▽
8・45〜9・45 婦人実行委内の不一致についてのべていない。
9・50〜12・00 婦人自身の討論、意見の対立についてのべていない。
12・00〜12・00 自分達の意見を全体の意見としてしている。
3・00 渡辺・青木・三支党以外に誰れが参加したのか。
△10月22日▽
有志とは誰れか。渡辺・青木で三支党として自己批判書をだせばいいのであつて、婦人実行委に参加した他の部分まで巻きこむことはないと思ひ。

「全労交婦人交流会関東連絡会議、東京、渡辺容子、神奈川、青木亜希子、自己批判書」への批判
(東京の代表、神奈川の代表者はどこで決つたのか、さらに、その意見書の発表にさいして三支党以外の婦人のだれかと相談したのか。)

③当日の司会のまとめとして、渡辺さんが「今年の婦人交流会は、ち密な討論ができよかつた」とまとめたように、今年の事態を「前進」と考えている考え方はなんらかわつていないのであつて、当日の討論の中で三支党の意見やそのひきまわしに対して批判的な意見があつたが、そういった点はまったく無視して、自分達の意見が一部活動家の意見ではなく、参加した全員の支

①この自己批判書の主語が党派であるにもかかわらず婦人実行委の全国実行委に対する見解としており、婦人交流会をひきまわして全国実行委と対立させたことについて、婦人交流会の内部(婦人実行委、集会参加者)にたいする自己批判が少しもない。

持を得ているかのようにのべ、その立場から総括しているものであつて、これは自己批判書ではない。

④「婦人問題が全国で討論され……前進が勝ちとれたと思ひ」と総括をだしているが、婦人交流会で議論になつたのは、婦人実行委に参加した部分からの意見以外にはなかつたし、当日参加した部分には、労活、婦人交流会への不信が残さなかつた。

「困難な状況下、切実な問題をもつて集まつた全国の婦人労働者の交流の場をつぶしてしまつた責任はどうするのか。インタビューを歌いだしたがその気にもなれず外に出た。婦人活動家の現状を告発したものが少ない」という意見がでていゝ。

三支党の利害としての自己批判書にしかすぎない。マヌーバーとしてしかうけとめられない。

運営上の問題であつて、交流会に参加した人達が、交流会にもちよつた課題、婦人のおかれている問題を討論し、参加者が、各地区、職場にもちかえり、大衆運動として発展させていく。この事を総括することなく女性解放斗争と労働運動の前進とはいえない。

⑤五労交婦人実行委は、五労交婦人交流会に結集した婦人全体を代表してはいない。それは三党派(首都社研、三支党、婦人通信)の婦人および、城石闘争共闘会議の竹内さんの四者であつて他の婦人の参加者は

なかった。

③三支党が悪い、あるいは、五労交婦人実行委が悪いということで解決しない。婦人が解決しなければならぬし、そのためには、三支党と、婦人実行委に関わりながらその独善性を認められた私達と、交流会に参加しながら婦人実行委に参加しなかった婦人の三者それぞれに責任があると思うし、三

婦人交流会の再生をかちとり、新しい婦人労働者の闘う 全国潮流を構築しよう (七六・十一・十三)

資料4 五労交婦人交流会の事態の経過と私の意見

高橋いね子 東京

一、はじめに
五労交集会の一環として準備され、一〇月十一日午前中開催された婦人交流会は、全労活が決定した「婦人交流会の基調の一部削除が意志統一されぬまま開催された結果」「五労交婦人交流会は開催されなかったもの」として集約された。

私は、関東婦人連絡会議（関東の婦人労活会議）の事務局とともに準備をすすめて来たものの一人として、この事態にいたったことを非常に残念に思う。同時に、闘いのさ中参加された三里塚反対同盟の長谷川さんをはじめ、結集された全国の仲間たちに対し、十分な討論と交流の場を保障しえなかつたことを深くお詫びする。

私は、基本的に全労活運営委員会の見解を

者が集まって話し合いを持ちたい。その場合、三支党の自己批判書は、一方では自己批判、他方で女性解放闘争の前進が勝ちとられたということでは、話し合っても時間の浪費である。

「女性解放闘争の前進だ」という総括では、話し合いの前提にはならない。

支持するものであり、以下に簡単な経過を述べ、総括討論に参加していきたいと考える。

二、準備と経過

(1) 六月下旬 関東婦人連絡会議開催される。五労交婦人交流会にむけたはじめての討論を行った。責任者の渡辺さんから、①四労交参加者（婦人）へのアンケートの実施 ②準備を実行委形式ですすめたいので全国的に呼びかけたい、旨提案された。検討の結果全体で確認する。準備のすすめ方について、渡辺さんから「労活運営委から「婦人交流会の準備のために男性が派遣され、基調作成もする」という話があるが、婦人の力で準備すべきだと考え、断った」旨報告された。（これは、一〇月八日全労活事務局発言とくいちがう）

出された要望書をめぐって討論が行なわれ、要望書は確認され、会場は一〇〇名のホールと決定された。しかし、婦人の側では、それまでに、集会規模や会場について事前討論が全くなされておらず、要望書提出の主旨にちがいを抱いていた点、五労交参加者のこの時間帯の行動方針を持っていなかつた点など、婦人の準備の立遅れを痛感させられた。

運営委員会終了後、急きょ同席した婦人（五、六人）の側で、集会規模、交流会の現状と婦人の意識状況、前年の例など、を検討した。結果として二〇〇名規模にすることで意見の一致をみた。改めて「集会規模と会場」について再提起することを申合わせた。

要望書に関してつけ加えるならば、一〇月一八日付全労活事務局文書によれば「二月二日の都労活運営委に対し『五労交婦人交流会は、他の会議と併行せずに開催してほしい』旨が出された」とある。私は、要望書の要請された経緯はよくわからなかつたし、婦人の準備の中ではこのような経過は全く報告されず、この事務局文書（一〇月一八日付）ではじめて知ったわけである。

(3) 七月一日 五労交全国実行委員会開催。集会規模と会場について再提起を行い討論の末、三点の確認となった。（詳しくは「全労交ニュース」参照されたい）
(4) 八月二日 婦人交流会にむけた全国実行委員会開催。関東婦人連絡会議のほかは、全労活の有志二名の参加があつた。議題は、①

(5) 九月二日 婦人実行委員会開催。関東婦人連絡会議のほかは、全労活の有志、「婦人通信」編集委の仲間の参加の下、基調討論を行った。原案の骨子は、①経過 ②情勢 ③婦人への攻撃 ④育休攻撃 ⑤闘いにむけてから構成されていた。

内容をみるならば「……婦人の闘いの前進の中でつきつけ、糾弾に一切応えていないし……断固とした抗議を行ってほしい」という「……男である労活……」への抗議、糾弾というものであり、総じて「……個別争議への権力弾圧とブルジョアジーの攻撃は強化され、女性差別は拡大されている……」というよう女性解放闘争についても、一般的で、かつ反差別、糾弾闘争の水準におし止める、きわめて自己否定的なものであつた。婦人労働者の問題については、育児休業法のみをとり上げ、「制度粉砕の闘い」という立場を押しつけるものでしかなく、具体的な課題や方針は、ほとんど提起されなかつた。

とりわけ、婦人交流会をどのように発展させようとするのか、について全く方向性が明らかにならず、既成の労働運動指導部の破産と、そこからの離反が広範に婦人労働者の中

さらに、③都労活の要請により「婦人交流会の開催主旨を文章化し、全労活に提出したい」という提案があつた。都労活の要請の主旨についてはほとんど説明がなかつたが、案文が渡辺さんから提起された。

内容にかかわるが、表現として「……男である労活が……男がどういふ態度をとるかつきつけられている……」などにみられる婦人のかかえる矛盾を、対男にむけて共有をせまり、抗議するようなニュアンスのものであつた。

私は、五労交の一環として婦人交流会がもたれるのであり「限られた期間内に開かれるのだから、他の会議や催しと同時併行する」のは前提であると思つてきた。だからこそ一人でも多くの婦人参加者の結集をはかるためには、地方労活などの協力を必要とするし、問題は集会内容の充実であり、情勢に比べられるような婦人交流会の基調が準備されるべきと考え、要望書は積極的に「婦人を取りまく情勢」をもち込み「婦人解放を労活全体のものにしていく視点」が弱い、などの意見を出し討論した。それらを原案にもりこんで文章化することになり、提案者の渡辺さんに一任した。

(2) 七月一日 全労活運営委員会開催。婦人会員も参加し、要望書提出する。配布されたものは、原案として前回出されたものと全く同じものが増ブリされたものであり、前回の討論が何ら反映されないものであつた。

五労交集会は、労働戦線の再編と不況合理化の進行の中で開催されることからすれば、婦人交流会の基調は、それらの分析の上に闘いの課題を明らかにすること。全国の婦人労働者の闘いの方向と展望を確立するためにも、婦人交流会の役割が鮮明にされるべきであつた。したがって、私はこれまでの労活の婦人

会員を中心に担われて来た闘いを、全国性と統一性をもった運動としてつくり上げるための基調としていくことが、とりわけ必要であると考へた。

その意味からすれば、出された基調原案はきわめて不十分かつ誤つたものといわざるをえなかつた。私は簡単なレジメを提起し、原案にもり込むことを求めた。それは、①五労交基調との関係 ②婦人を取りまく情勢 ③新しい革命派の登場と婦人交流会の任務 ④残された課題—今後の活動にむけて、の四点であり、他にも反差別に関する意見が出され、討論を経て二次原案にもり込むことを確認し、文章化を青木さんに一任した。

なお、実行委は集会前は今回が最後となり、以後の準備は関東婦人連絡会議が負うものとなつた。
(6) 一〇月七日 関東婦人連絡会議開催。五労交を目前にして最終的な打合せとなつた。

基調、スローガン討論と当日の運営を決めた。文章化された二次原案は、前回の部分訂正箇所がもり込まれたに止まり、私の提起はほぼ全面的に除かれた基調として出された。それをもとにして討論されたが、時間的にも十分納得のいく討論にはならなかった。要望書をはじめ基調に対しても再三にわたって「婦人交流会の役割」など、意見を出して来たが、婦人解放闘争に対する考え方についても、青木さん文責の基調の範囲でしか討論されなかった。

私はこの段階で、婦人交流会を開催するための前提ともいべき共通の問題意識が何ら確認されないとなれば、私の独自の意見を明らかにすべきだと判断した。私は当日の討論には不可欠と考え、「個人会員の責任において補強意見を出したい。部分的には対案になる点もある」ことを提案し、了承をえた。

この準備討論の中で出して来た私の提起が全く無視されたのはなぜか？ 私はそのようなかで、具体的に、基調のどの部分の何を補強すべきかを考えたが、やはり形式的には「補強」の形になるが、実質的には「対案」にならざるをえなかった。基調全体に表現されている青木さんや渡辺さんの意見は、基本的な「労活運動」に対する考え方のスタートから異なるものであると考えざるをえなかった。まして労活運動の一環といながら、全国的な婦人労働者の闘いをどのようにな一つの労活潮流として作り上げていこうとするのか、

管委との打合せを行う。おおまかにのべると、私の「削除すべきだ」ということに対し、実行委多数派（基調の立場）は、①実行委に何の責任で参加したか ②基調は十分検討し合意したはずだ ③間違っていない基調を削除せよ、とは自己批判すべきだ、というものであった。全労活の「削除決定」に至る経過説明は聞きとれないほどの大声となり「全労活は糾弾に耐えていない」「削除する必然は全くない」など、どなり合いとなり、冷静な討論が行なわれぬまま開会時間となった。

運営委は「ともかく、婦人実行委の結論を早く決めてほしい」「その如何によって態度をきめる」といって一担ひきあげた。婦人実行委では意見が平行線をたどり、削除決定をした全労活支持の立場をとり「削除要求」したのは、私と戸村さん（千葉）のみであった。戸村さんは「削除されない基調では司会者として議事運営に責任もてない」として司会を辞退し、神奈川の浅野さんに代った。

運営委が再び入り、開会するかどうか最終判断を下さざるをえなかった。開会三〇分以上遅れ、会場は参加者でビッシリであった。結局、基調全文読んで提起する（実行委多数派）ことになり、運営委の経過説明を大衆的に提起し議事にもり込んで開会（私の意見）することとなった。

以上のような経過で集会は開会されたが、削除決定もされず混乱のまま閉会となり、全体集会での全労活集約となった。

婦人の基調の立場にはもり込まれていない。それはもはや婦人交流会が労活運動とは独立した全く異質な場と化しつつあることの表れであると判断せざるを得なかった。私は婦人実行委の少数部分として孤立しながら、労活運動の原点にたちかえって全国性と統一性をつくるための闘いと討論が、いままそ必要になつていると考えた。その意味からすれば、私の意見は、最低限の確認すべき討論のためのたき台でしかなかった。

(7) 一〇月八日 五労交全国実行委員会開催 三日間の運営の打合せを行った。席上、託児担当者から「託児アピール文」は討論経過が反映されない文章であることが指摘された。

また、婦人交流会の基調をめぐってかなり議論があった。内容として、①経過の一部が事実とちがう ②全労活への抗議・糾弾とは何を意味するか ③農活との交流をどう考えるのか、等々討論の末、「経過の項の後半は全労活への敵対文書とみなされる疑いがあり削除する」ことが決定された。

この労活運動の利益を防衛し発展させる立場から削除を決定した全労活方針は、主催責任者として正しいものであった。

私は婦人交流会の基調討論の中で「婦人交流会の課題」などについて重視し、意見を出して来たが、具体的に「削除すべきだ」という積極的提起を行って来なかったことは、私の不十分さであったと深く反省する。そして、全労活運動総体に対する責任と使命をもって、

三 私 の 意 見

(1) 五労交集會全体を通じて明らかになったように、これまでの労活運動の成果を、既成指導部に代わる全国的、階級的労働運動の構築にむけてより前進させるため、さまざまな職場や戦線が苦闘が続けられている。今回の事態は、そのような闘いの前進に対する「特定グループの敵対」である、と全労活見解が出された。

私は、この全労活見解にある「削除決定」は正しいものと考え、「削除決定を無視」した婦人実行委多数派（基調の立場）の誤りを確認するものであり、全労活見解を基本的に支持するものである。同時に私自身、婦人実行委多数派の誤った傾向を批判し、説得出来なかつた不十分さも反省しなければならぬ。

(2) 婦人実行委での討論経過でも明らかのように、私の提起や意見をことごとく除き、自分たちの主張のみまともなようにした婦人実行委多数派は、統一戦線の原則そのものをふみにじつたものである。婦人交流会を全国的な運動体へと飛躍させ、婦人解放闘争の中軸部隊へと発展させようとする努力は、そこには全く欠落していたといえるだろう。

そして、今日ほど、婦人解放闘争が労働者階級の闘いと深く結合し、婦人労働者の現実にかかえる矛盾や要求をより根本的に解決するための闘いへ向うことが問われている時はない。まさに、政府・ブルジョアジーの攻撃

婦人交流会を準備しきつて来なかったことは、私の弱さであったと思う。同席した私は、婦人実行委の立遅れを感じた。私は、この「削除決定」を婦人実行委で意志一致すべく努力することが、自らの任務であると考えた。私は「削除決定が自主的に実行されるよう内部努力を払う」「運営委からそのための担当者を派遣し、討論深めたい」旨提起し、確認された。

この会議の討論の中で、私は次のような意見も出した。「今日の情勢の中で婦人労働者とその最も多くの矛盾としわよせが集中しており、労活自身の重要な一環として、婦人労働者の問題を重視すべきではないか。婦人交流会の位置づけ、方針をも全労活と一体になつてつくるべきである」「要望書をめぐって、討論は会場問題として技術的に処理されようとしているが、本質的には婦人交流会をどう発展させるかが問われていたと思う」「婦人の基調は私の意見がほとんど反映されなかった。五労交全体基調との大きなギャップがある。運営委が当初から参加し、討論すべきではなかったか」「本格的討論は五労交総括を通じてはじまると思うし、積極的にそれに参加していきたい」ことを発言した。

その中で、全労活事務局から「婦人基調作成は、指摘のように運営委を入れてスタートさせようと考えたが、渡辺さんから断わられた」という経過が報告された。

(8) 一〇月十一日朝 婦人実行委と全労活運

は、自らの危機を突破するために、労働者人

民とりわけ婦人労働者とその犠牲を強要するものにほかならない。したがって婦人労働者のあらゆる闘いは、必然的に、この政府・ブルジョアジーの攻撃と真向から対決せざるをえない。私たちの直面している情勢は、そのような激突をさけて通ることの出来ない時代の開始として把握する必要があるだろう。

(3) すでにのべたように、婦人実行委多数派の立場は、労活運動の原則を放棄し、男労活に対する抗議・糾弾という形を通じて、自分たちの主体と方針の弱さをおおい隠すものである。

要望書や基調をめぐって、会場問題が主な論議となり、一〇〇〇名か二〇〇〇名かをめぐる対立は、それ自身技術的で、戦術的な討論に止まり、本質にせまるような議論には発展しえなかつた。ここで詳しい意見はのべないが、「いかなる会議も併行させない」ならば、全く別日程で集会をもつしかないのである。今回の婦人実行委多数派にみられるセクト的ひきまわしこそ、問題にされなければならぬ。

(4) 最後に、今回の対立と混乱は、婦人交流会にそのまま持ち込まれた。その結果、討論を深めるために参加した全国の婦人労働者の中に、多くの不満と不信感を残すこととなった。運営をめぐる全労活内の対立と混乱は参加者には直接関係のないことなのである。この憂うべき事態と結果を、今後の活動の中に

教訓化し、労活運動の統一と、婦人労働者の運動を強固につくり上げて行かねばならない。

四、婦人交流会の再建にむけて

(1) 私は、婦人交流会が労活運動の一分野として「交流から運動体へ」名実ともに飛躍し、圧倒的な婦人大衆の真只中に築きあげられなければならないと考える。婦人労活会員はその中軸を担う任務をもっている。討論素材として、五労交婦人交流会の課題を明らかにするため私は「意見書(レジメ)」を出した。討論に付されなかったが、基本的にはその立場から、提起内容に責任をもち、婦人交流会にむけた活動をはじめていきたいと考える。

(2) つぎにその骨子と私の意見をのべていきたい。

第一は、今回の事態の誤った傾向と路線を克服し、総括されることが再建への第一歩である。そして婦人交流会の客観的な位置、役割、その可能性への挑戦である。全労活がめざす階級的労働運動交流の、全国形成の一環として婦人交流会を強化していくことの確認である。社共―総評運動を突破する婦人労働者の新たな高揚と活性化は、今日の特徴であり、すう勢としてますます拡大しつつある。婦人解放闘争の中心的担い手として、婦人労働者の役割はますます重要であり、闘う婦人部の強化・再生は、婦人交流会の具体的な課題である。

人部を、活力と生命力をもった「闘いのトリデ」として、つくり上げるためには何からはじめなければならないのか？ それは、現実に婦人労働者にかげられる首切り・合理化・母性保護・労基法改悪・賃金抑制など、あらゆる攻撃との闘いであり、婦人労働者の生活を防衛し、働く権利の確立・拡充のための具体的な闘いである。孤立しながら闘っている地域や職場の婦人たちと団結し、強固な地区共闘をつくり上げようではないか。在日韓国人との連帯をつよめ、部落解放同盟の闘いに学び、狭山最高裁闘争に勝利しなければならぬ。また障害者解放闘争をはじめすべての差別、抑圧されている人々と連帯し、共同闘争を追求していこう。婦人交流会はその最先頭に立って闘い抜こう。そのような闘いを通じて、既成指導部に代わる全国潮流として、婦人運動の多数派へと飛躍させ、労活運動をより強固な基盤の上につくり上げようではないか。

第四は、そのような婦人の分野での闘いを発展させるための具体的な体制であり、婦人労活委員会についても全国的に検討する必要がある。各地方労活での婦人運動の実態把握と恒常的な活動を保障し、継続させていく体制を確立する、そこに向けた活動から始めようではないか。

第五は、その上に立って、全国の婦人労働者の闘いを紹介し、活動交流を深めるための時々のニュースの発行である。これまでは関東に限られた内容で数回発行されて来たものを、各地方、産別、職場での闘いを、労活運動の拡大にむけて、全国性をもったものとしてつくり上げていくことである。

以上、私の考えを経過を中心のべて来たが、婦人交流会が一日も早く討論を再開し、婦人労働者の全国センターとしての機能を確立してほしいと考えます。私は労活運動の発展と婦人交流会の再スタートにむけて共にがんばっていきたいと考えます。

五労交婦人交流会の総括(骨子)(七六・十一・二七)

資料5

全労活運営委員会

△総括の視点として▽

- ① 結集四条件が守られたか、否か。
- ② 婦人交流会としての内容の前進がからとられたか否か。

△総括内容▽

- ① 結集四条件が守られていない
- (イ) 運営上の最終責任は全労活が負うことが踏えられていない。自己批判は削除要求を拒否したこと、とどまらず運営(この問題の取り扱い)は最終的に全労活に任ずるべきであった点に及ぶべきである。
- (ロ) 準備過程において党派の引きまわし(覇権主義が存在したこと。(戸村・高橋文書でも明らかにされている。))
- ② 婦人交流について

- (イ) 「経過」を主要な討論の柱にした結果、婦人労働者及び婦人労働運動の切実な課題を交流し討論することができなかった。この点から五労交婦人交流会は不成功に終わったと評価すべきである。
- ③ 全労活の自己批判
- (イ) 婦人交流会への対応が不十分であったため、結集四条件を徹底し、婦人交流会の内容を充実させることに成功しなかった。
- (ロ) 集会直前になって基調の一部削除を決め、これを実行委に説得できず集会参加者に混乱を与える結果をまねいた。
- ④ 今後の方向
- (イ) 三支労・渡辺・青木・後藤の自己批判については、以上の(総括内容の①②)総括視点をふまえるとともに集会参加者に対して主権責任者の立場から自己批判する内容に改めた自己批判書の再提出を要求する。
- (ロ) 五労交婦人交流会の総括会議を行ない六労交に向けた活動を開始する。三支労及び渡辺・青木・後藤は前記の自己批判書を再提出し受理された後に参加を認める。
- (ハ) 今回の事態を反省し、今后労働運動の重要な分野として婦人労働運動を位置づけ活動を強化する。そのために労活自体の婦人戦線の主体を確立するとともに、他の婦人戦線との連携を強め、協力を要請する。
- (ニ) 婦人交流会の参加者に以上の内容をふまえた手紙を出す。

三里塚斗争を支援する労働者の会所属の 労活会員の処分に 関する確認(七七・二・十三)

資料6

全日本労働組合活動会議 代表 佐藤芳夫 杉本昭典

※ 三支労……「三里塚斗争を支援する労働者の会」の略称

全労活は、つぎの理由により「各地方労活から三支労に所属する会員を排除し、全労活がすすめる運動には参加させない」ことを確認する。

記

一九七七年二月一三日開催した第一五回全労活運営委員会は、表記の件についてつぎの

確認をおこなった。

理由

「昨年一月一日に第五回全労交集会の一環として計画されていた婦人交流会に対し、全労活運営委員会は「開催されなかった」とする緊急措置をおこない、当日の全体集会において「声明」を発表した。その理由は、この「声明」のなかで明らかにされている。

三、その後、全労活運営委員会は、「全労交集会発足以来、始めての不詳事」であるこのような事態を「再びくり返されぬように必要な」対策をすすめてきた。

そのひとつとして「今回の事態について責任のある関係者から全労活運営委員会に対し自己批判書の提出を求めるとともに、事態の解決が終了するまで労活内の一切の資格を留保する措置」をおこなった。

三、昨年一月二七日開催の第四回全労活運営委員までの間に①高橋いね子、②戸村のぶ子、③三支芳、④渡辺容子・青木亜希子、⑤後藤真二、⑥白石葉子ほか二名、からそれぞれ文書提出がおこなわれた。

第一回全労活運営委員会は、提出された文書の検討を含め五労交婦人交流会について総括と自己批判をおこなった。そのなかで、三支芳、渡辺・青木・後藤の「自己批判」については、内容を改めた自己批判書の再提出を要求することを決め、当該者の出席を求め主旨の伝達をおこなった。彼等は、文書の再提出を約束した。全労活運営委員会が当該者に自己批判書の再提出を求めたのは彼等から

提出された「自己批判」書は、自己批判部分に加えて事実経過と称して事実経過を歪曲し、併せて自己の党派的主張を述べ、これらの内容をすべてセットでなければ自己批判書を提出し得ないとするものであったからである。全労活運営委員会がこうした党派的主張を含む全内容をセットで認めるなどによりあり得ることではない。

自己批判の提出を求めているのは全労活の側であつてその逆ではない。そこで私たちは、彼らの政治的見解と切り離して結果四条件をまずもって無条件に認めることを彼らに要求したのである。共同のテーブルに着く用意（結果四条件を認めること）があるのか、ないのかが先決であつて、彼らの政治的主張の如何はその後にはじめて問題になるのに過ぎないからである。

四、昨年一二月末に至り三支芳から「補足」文書が提出された。この再提出文書を含め三支芳および所属労活会員の文書はいずれも全労交集会の結果四条件の理解が不十分であり、したがつて「自己批判」なる表現は用いられているが、今後の全労交集会の開催・運営を保障する内容となっていないものであつた。しかし、全労活運営委員会は引続き彼等と話し合うことを決め、彼らとの間で日程も約束されていた。

五、しかるに本年一月一日付けをもつて三支芳の党派連絡先（復権社）を送元とする封筒により、「全労交婦人交流会関東連絡会

議、渡辺容子・青木亜希子」名の「五労交婦人交流会の事態について」なる文書を同封し、「関係資料」（このなかには侵略II差別と闘うアジア婦人会議会報など他組織の文書も含まれている）と称するものを、五労交婦人交流会参加者へ発送するという事態が発生した。関係者の最終態度を聞く機会として設定された二月四日、三支芳代表者に全労活運営委員および事務局が会談し、全労活として、（一）結果四条件に基いて自己批判をおこない、自からの主張は別におこなえ、（二）婦人交流会参加者名簿の党派利用および全労交婦人交流会関東連絡会議名称の私物化は許し難い行為だとの意を伝えたことに対して彼らは「自己批判と主張の切り離しはおこなわない」「文書発送は当然である」との態度を表明し、再考の余地なしとの返答を繰り返した。

六、以上の経過をふまえて、全労活運営委員会は、（一）五労交婦人交流会の自己批判問題に関しては、少なくとも現状の三支芳および所属会員の態度をもつては今後の全労交集会の正常な開催を保障し得るものでないこと、しかし、この点に関しては、更に、引続き話し合いをおこない理解を深めたいとも考えていたが、

（二）婦人交流会の参加者名簿の党派の利用および全労交婦人交流会関東連絡会議名称の私物化（この名称の使用については全労活から差止めてあつた）については、議論の余地の

ない全く許し難い行為であると考える。

（三）結局、前者の自己批判の不徹底と後者の名簿・名称の党派の利用と云う二つの誤りは、その根拠をひとつにするものであると考える。したがつて、以上に示される三支芳および所属会員の労活、全労交への基本的姿勢が改められない限り、今後も同様の事態を招来することが予想され、共に運動をすすめる団結と信頼が形成されないものと判断せざるを得ない。全労活運営委員会は、以上のような理由によりやむを得ず前述のような結論を確認したものであるが、三支芳および同グループに所属する活動家ができる限り早い時期に、自からの誤りを反省し、これを正して戦線に復帰することを希望するものである。

附記

そもそも私達は大衆的共同行動を維持、発展させるためには参加者の間で最低必要な何らかのルールが相互に尊重されることが前提と考える。

いかなる党派にもその共同行動に参加しようとする限りこれを蹂躪する特権は与えられていないと考える。むしろすべての組織と個人にはこうしたルールを拒否する自由はあるが、こうした自由とは同時に共同行動の側からすれば、ルールを破壊する組織や個人の参加を拒否し、若しくは追放する自由があることを意味しているに過ぎない。全労交集会

におけるこの最低のルールはいわゆる結果四条件であることは論をまたないところである。ところで階級的運動をすすめるなかで、こうした組織上の原則を逸脱する事例が発生した場合、その処理に関して私たちはつぎのよう

（一）一般的・原則的に云つて政治路線と組織路線が不可分の関係にあることは周知の命題である。したがつて組織方針上の誤りが発生した場合、なぜにそうした誤りをおかすに至つたかと云う政治的思想的根拠に遡つて自己批判、総括が深められるべきものである。これも常識に属することである。

（二）だが現実には、経験の浅さや、未熟さによつて発生するいくつかの誤りについては、必ずしもそうした政治的、思想的自己批判に遡ることをきめるまでもなく、謙虚で率直な反省と陳謝の意が表明され、事後における実践が併りならば、相互の信頼のなかで許容されていく事例も少なくない。

（三）今回の事件について私達は当初（一）項の立場で対処しようと考え、当該者に対し、その組織上の誤りについての謙虚で率直な反省のみを求め、彼等の政治的見解とは切り離してその組織上の誤りについて、その謙虚で率直な自己批判の表明を求めたのである。つまり、女性解放闘争などに関しての彼等の政治的立場や、主張の自由はそのまま尊重し、保障しつつ、あくまでも組織上のルールの尊重のみをくり返し要求したのである。

これはまさに（一）項の立場に立つ全労活の善意と配慮であつた。ところが奇妙にも彼等はこうした私達の配慮をことごとく拒否し、その自己批判に彼等の政治的主張を切り離すことを最後まで拒否し続けた。そして更に奇妙なことには、両者を切り離すことを拒否しておきながら、その政治的主張はあくまでも正しいとくり返されるのみで（その限りであれば私達もその主張の自由を認めるのにやぶさかではないのだが）一方、四条件をおかした組織上の誤りについては、そうした関係は一切抜きで単に自己批判すると述べられているだけなのである。これは全く奇妙なことである。

私達が配慮したように、彼等の組織的誤りが必ずしも彼等の政治的主張の直接的結果でないとするならば、その両者の関係は切り離されたものとして処理されるのが当然である。ところが彼等自身が、その切り離し（別次元の問題であるとの理解）を終始拒否し、両者一体のものであると主張するのである。そうであるとなれば、私達としては不本意ながら、今回の事件に示された組織的態度は彼等の政治的見解の直接的反映であつたとみなざるを得ないし、とすれば、彼等の自己批判は口先だけの欺瞞的なものと云うことにならざるを得ない。

自己批判と政治的主張が別次元のものであるのか（私達の善意と配慮）、あるいは両者一体のものであるのか（とすれば自己批判と

政治的主張のどちらが彼等の真意であるのか、私達は、結局彼等自身にその選択をゆだねることとした。そして、最終的に彼等は私達の配慮を拒否したのであった。

四 更に、そうした話し合いの過程に一層重要で、決定的な事態が発生した。彼等が手の中に持っていた婦人交流会参加者名簿を使って、彼等の党派的文書を直接送付するに至ったことである。

全労交集会へのすべての参加者は、合・非・公然・非公然を含めて、その住所、入場者名簿がひとつの党派の私物として党派的に使用されることをこれまで極度に警戒してきた。全労活と全労交は、この間、そうした非常識な党派を共同行動の内部に抱えていないと云うことで大衆の信頼をかち取ってきたのであった。

今回の暴挙は、こうした相互信頼を一挙に破壊し、全労活と全労交運動にとりかえしのつかない損害をもたらしたのである。彼等のような決定的な背信行為の発生に直面し、もはや私達の善意ある配慮もすでに限度に到達したと確認せざるを得なかった。彼等による事態の処理をあいまいにし、このまま放置することは、更に今後各戦線、各地域で彼等の名簿の詐取、特定党派の私物化などその悪質な活動が継続されることが予測されるからである。また、彼等との話し合いの最中にこうした一方的な行為の暴挙に出たこと自体、まさに彼等の自己批判が全く口先きだけ

けに過ぎなかったことを証明することになったとも云えよう。

彼等は党派的文書送付の理由を「婦人交流会参加者へ党派として責任を明確にするため」であり「全労活も文書送付を認めている」などと強弁しているようであるが全労活として党派が自己の名簿により自己の見解を発送することについては何等関与することではないが「婦人交流会」参加者名簿を利用しての発送については「認める」ことなど全くあり得ることではない。また、事態解決後、全労活

あなたの一声で世の中を変えよう

サーサー一声、ワーツと叫ぼう！

(労活婦人委員会 総括文書送付の少数意見)

資料7-1

はじめに—すべての組織は

ニワトリだった

PTAを称して「ニワトリ」という。それは、出てくる人はほとんどが女なのに不思議と会長だけは男と相場はきまっていますから、ニワトリからアヒルへ転換したのが総評だかなんだか知らないけれど、この男社会においても、少しはニワトリから変ってほしいものだ。PTAだけでなく、この社会にある組織—会社工場然り、自民党然り、研究所然り、

が文書送付するのは当然であり不可避のことであるが、その際、彼等から提出された文書を含めることもあり得ないことではない。しかし、これは全労活自体が判断することである。更に、彼等は、文書送付先を選ばず一部の参加者には送付していないとしており、一般的な意味においても「責任を果している」と云えるものではない。

性だけで集まっている集会は、まだなじみのうすいものだったので、アジア婦人会議にも恒常的に参加はしていなかった。「男女共学がよいか男女別学がよいか」という議論に対しても、「別学」は右からの女性別学の拠点(良妻賢母教育をしない女子高があるなら別だ)であることは疑い余地がないのだが、男女共学も、全く女性の差別に対して斗わなものであるから—ただ一語に何でもやれば平等ではない—やはり女性差別の場であることにはかわりはない。しかし女性だけが集っている場の八妙に小声できめ細かにしゃべる、雰囲気も何となくあきたらなく思っていた私は、一年前に(七六年一月)労活の会員になった。解雇撤回斗争を地区共闘を通してと組んでもらえないかと考えた(単純に)。(傍点筆者)

話をもとにもどそう。このように一年前に会員になった私は、第三回全労交、第四回全労交に参加したのだが、並行してもたれていたので、婦交には参加しなかったのだ。そのことに気づき、ハッとした。すなわち革命的なあり方は男女共学の中の女の団結が存在し、耐えず男集団につきつけてゆくことであって、男女別学の中で「女子革命的反差別教育」がなされることではないのではないかと、ということだったのだ。

また「全労交ニュース」の中の婦交の記事をとばさない」というものがあり、それに対しても微妙に心がかきまわされた。私自身、夫と別れた後の共闘会議では、年令の多い男性に囲まれて会議をやる度に息苦しくて泣きそうになったことがしばしばで、自己謙遜に「私ってダメだな」かられないことはなかった。自分に、ありのままの自分を肯定することからまず出発しなければいけないのではないかと入らずとそのままでいいという居直りではなく、とばかり思いついてきた。だから「ヤジをとばさない」を読んだときは、まず瞬間的に「はづかしい」と思った。そう表現される女の同類であることが、次に「でも私ならヤジをとばされても平気だけど、まだ平気じゃない人もいるのだから」。「男がどうしてヤジをとばすのかな」等を考えたが、まずはその対応に、女の現状(婦交の交交委の素直な気持)を銜いなく表現しているものとして、「その現状をはじることなく見つめ、そこから出発することをぬきに女の解放はない。」それなくしては男の価値観(=合理主義・能力主義)努力すれば女だって立派になれる、「○○さんだってやってくるじゃないか」やれないのは個人(その女)が悪い、甘えてるからだ—IIに犯された女の状況を突破できない。

「すぐれた」男を崇拜し、女を蔑視する女を作り出している状況(女の分断)を克服し、一人でも男活動家が「内助の功」をへらすことはできないのではないかと考えた。

弱音を公的にはく思想にひかれた、と一言

でいえるものかもしれない。

(1) 誘っておいで

おまえ それはないだろ！

「並行して持たない」「ヤジをとばさない」この二つの言葉から、私の「五労交婦交」へのかかわりがはじまった。実行委員会に二度ほどおかれて参加した「基調」の最終的な確認が行なわれた日にもいた。それにしても、全労活という組織はやっぱり原則的な闘いをする組織なんだな」とうれしくなった。集会託児も男性保育者でまかなってくれるというし……。

ところが当日少しおくれていった私は驚いた。婦交参加者はご存知と思うが、(私は基調文を読みはじめの前直に参加して、その前のメモとは知らなかった)基調を読み終って、その後「基調の一部削除」をめぐってどう思うか提起があり、(司会から)それについて賛否両論出ている最中、突然「これ以上討論を続行するならばこの集会には責任がもてないので五労交とは関係ないものとする。」と通告し会場から出て行ってしまったのだ。

ア然。五労交婦交の「流会」処分と私は名づけている。なぜならば、この全労活の行為は、どんなにむずかしい理屈をこねようと、五労交婦交に参加した参加者全員にかけられた攻撃であるところをききださないと考えるのである。なぜなら私を含めそこに参加した人々

は五労交の一環としての婦交として参加してきているのであり、それが集会の最中に全くそこにいる参加者の意志なりハートをムシして通告して置き去りにしたのであるから、事実としてそれを証明している。なぜそこで討論を行なわなかったのか。その後全体集会の中で声明を読みあげ「第五労交婦交開催中止について」を読みあげた。「……婦人実行委なるグループがすでに全国実行委と異質なグループと化しているものとみなし同グループ並びに同グループが主催する集会是全国実行委ならびに五労交集会和は全く無関係なるものであることを確認し、その旨表明する……」

一部党派のひきまわし、というが「全労交ニュース」には「経過問題」(削除決定部分)と育休を二本の柱にする、と書いてあり、その経過を読んできた者は八全く無関係Vという表明は、今さら「おいでよと誘っておいで次は知らないよとは、おまえ、それはないだろ！」現実に五労交婦交の実行委員会は集会開始まで機能していたことは事実なのだ。

(2) 一〇・一一 婦交混乱の原因
とその責任の所在は？

「五労交婦交開催中止について」の文章のぼり頭に「婦人実行委が作成した文書に於て婦交の準備過程についての歪曲と更には全国実行委員会の決定そのものを誹謗しこれに敵対する一節が含まれていることが発見された」

図したことは結局「経過問題」とり上げたくない」ということだと思ふ。その理由は以下の説明を！

「五労交婦交開催中止について」の文章中には「全国実行委は婦交が正常に開催され、婦人労働者の切実な課題についての交流と討論こそが深化されることに努力したのであるが、同グループの翻意をうることができないまま集会在強行されるに至ったため、ここに五労交の一環としての婦交は開催されなかつたことを明らかにするものである。……」

① この文中の「正常に」は全労活運営委員会の価値規準であり、その中には五労交婦交の実行委員会総体の意志を全く無視している。「正常に」とは「経過問題」(削除決定部分)はここだ。は取り上げず、婦人労働者の切実な課題の交流と討論をすべきだ」とする婦交の内容統制である。「二〇〇名か一〇〇〇名か」という会場問題は運営に関する問題であって、運営に関しては運営委員会が責任をもつ問題なのだから取り上げるべきではない」という運営委員会の主張はおかしく、その運営の過程に含まれる内容を婦交の実行委員会として「討論の内容」として提示しようとするのであるから、「運営上の問題」としてカットを要求することは「運営上を理由に、実は女性解放斗争の一環としての、婦交への内容統制II介入である」と、それも全く理不尽、強引な形で婦交の実行委の準メンバー的存在であった私の意志はどこにあるのか？全

く重視もいところである。「全労交集会和と多数の労働者が集まってくる、そこで自己の党派の主張をし、党派利害のために全労交を利用した」という主張もあるが、そのような意見に至っては、「ではなぜ実行委員会形式をとって素人の私なんか呼びかけたのか」とその頭の中を疑いたくもなってくるのである。

② 「努力した」というが、その内容は、当日の集会開始時間の三〇分まえに来て、ちよこちよこ話しただけではないか、一〇・八の全国実行委員で削除がきめられたということではあるのだが、一〇・八以降、一〇・一一当日まで何の話しあひもたれていず、婦交の実行委員会としては当日の朝、分裂・解体した。(事務局三名中一名が司会をあり以降、実行委員会へは出てこない)。実行委員内の特定グループが利用し党派的利益を追求したのか、又はその逆なのか、運営委員会の決定に違反したとたんに、それは、第五労交の一環ではなくなってしまうのなら、それまでの献身的ともいえる積極的な活動については、どうなってしまうのだろうか？特に不十分性(例えば「全国実行委の形をなしていなかった」とか「内部の少数意見に耳をかきとするとする姿勢がなかった」とか「男への糾弾云々と男敵論的なことをいった」とか「基調がひどかった」とか等々)を問題にして排除する、というのはどうも納得できない。不十分性は理由であり、本当の理由は女性解放斗争

と書いてある。(傍点筆者)しかし、その「歪曲」「誹謗」「敵対」という表現がつかっている部分の「基調」を読む者は誰しも「そんなオーバーな」と考えるほどの表現である。先にものべたように私もその「基調」決定の際婦交の実行委員会に参加していたが、特定グループは二名で他四・五名いて承認されたものであった。反対を唱える部分はそのとき「不足している」という主張のもとに、対案的な個人文書を出すことを確認している。

では、それほどまでのことをして「集会開始三十分前に、基調の一部「半頁強」の「削除」を通告し、「それに従うものと疑がつかないなかった」「最終責任を負う全労活運営委員会の決定なのだから、それを拒否することは第五労交の一環としての婦交であること」を自動的に放棄したものであり、それは特定の党派の利用主義である」「削除といつてもぬりつぶすとかではなく、『ここからこまめに削除しますから』と一言いえばそれですんだので、そんなのは初歩的な常識じゃないか」

△集会運営の組織的問題の初歩的常識Vを知らない。「何か問題があったら、集会のあとで討論すべきなのだ」と。
ではそんなに軽い問題なら、なぜヒステリックに集会直前にやってきて、強行にいはいはるのかおかしいじゃないですかね。それほどこだわったのは何故にか、それを見てみたい。
私の推理によると、全労活運営委員会が意

の路線をめぐる対立が「経過問題」を軸にあらわれ、それが婦交実行委内少数派が、全労交運営委員会内部では多数派であることから直前になってまきかえした。もちろん、党派内の女性差別(婦人実行委はさして問題にもしていなかった、歪曲、誹謗、敵対を党派内の男からみれば、組織をおびやかすものだから)の時間的表面化も含めてあっただろう。

(3) 権威主義的・禁欲主義
を否定しよう！

ではなぜこのようなヒステリックともいえる、ヒステリックな感情的な対応を運営委員会はしたのだろうか、それは快不安の極端なものだったのではないかと考えるのである。「快不安」とは、ライヒ著「セクシャルレベリューション」に出てくる用語で快感に対して不安を感じる習性である。一般的にこの権威主義的社会の中では誰しももっているが、女のヒステリーが欲求不満の原因として多く起るのに対して、今回の場合のような男性のヒステリー症状は、快不安からくる場合が多い。

全労活運営委員会は、原則を旨とする組織である故に、婦交実行委員会の「要望書」に対して、その要求であるところの「並行しない」(開期途中に他の集会和並行しない、ということの意味の大きさを気づいていたのか否か?)を受け入れた。すると大変である。一〇〇〇名規模の婦交を行なわなければ他の

八〇〇名（推定）は遊んでしまふことになるが、そこまではやれない。婦交の実行委が「自身がない」などといっても「やるべきだ」と「あとおししてやる」とでもいうべきだったのだ。しかし内心ホッとして、「そうだろう、そうだろう」とでもいうように八三三の確認Vをもったいぶって出してきた。(1)婦交も五労交集会の一環として開催されるものであることを前提的に確認し、(2)婦人の五労交参加者が婦交に参加することを最大限に保障すること。(3)右の保障をおかすことのない範囲で、他の打ち合せ会議集会などを設定すること。(「全労交ニュース」一〇号より)を

した。
「二〇〇名会場」も、婦人から言い出したのではなく並行して持たないという約束があったのに、もうすでに二〇〇名規模の会場を借りてあった。それを「要望書」で再度確認したところそれでは一〇〇〇名会場しかないといわれて、一旦それを了承したが再度「一〇〇〇名ではちょっとむづかしい、会場については保留を」と申し入れたところ、グズグズしていられない、この場でどちらかに決めるべきだ、と二者折一的にいわれ「では二〇〇名しかない」とこたえたという経過がある。では何故に快不安か？それは、第三回目の婦交委員会（七七年二月八日）での根岸事務局長談で「女性の要求に譲歩しすぎていると地方から苦情がでている。労活は女性解放について理解ある方だし、少しづつよくなって

文書が歪曲だ、誹謗だ、敵対だとは思っていなかった。素直な実感に基づく「経過」だった。それが婦交の実行委員会のありのままの現実である。何故に、婦人が婦人のみで独自に結集するのか、その必要性を認めたらこそ全労交の内部に婦交が設定されたのである。その中で男性の中に点在している女性のもの感じ方、考え方がおのずとでてきて、それが女の視点世界観の獲得に通じるものである。労活という男社会の労働運動の内部に女の核ができ、女の言語、女の論理、女の世界といったようなものが萌芽的に築かれつつあったのだ。その中で、差別斗争を全て労働者の階級斗争に一元化してしまわない意味もそこに含まれているはずである。今回の「経過問題」の必要性、必然性も婦交実行委レベルでは確認されているではないか。それを「経過問題を婦交の主要な柱とすべきでない」という価値観で強引に介入してきて婦交の実行委を解体させ男のあやつり人形俵らにしようとした。又、「並行しないのなら別に集会を持って」とは隔離主義である。その男の価値観の根をなすものは—実際には、今までの秩序が女性の幾多の犠牲の上に成り立ってきたのであるが故に一担、女が自己主張、権利主張をはじめると「二〇〇名会場問題に見られるように、男性の既成の利益をおびやかす側面（八〇〇名が遊んでしまふ、云々）が現われてきて、それに対して既得権である利益を放棄したくないという素朴な感情が起って

いるのだから内容を語ってもらいたい」（この発言については記録あり）とある。すなわち「譲歩しすぎてしまったのではないか、甘やかしてしまったのではないか」という不安、おそれ「快不安である。譲歩しすぎた、とは主體的に問題をとらえていないことである」「並行しない」ことの意味、八少数の女性の参加者のために、全労交の会期中の貴重な日程の中に女性の集会のための時間をとるVことの大重さ。

それ故に次第に催物を一つ、二つ、三つとふやしてゆく。催物を具体的にふやしてゆくという形で実際には、そうたいして損害はこらむつていないにもかかわらず、何となく「やってあげた」という意識をもっている。そして又、甘やかしてしまったのではないかと「不安」と他から「甘いよ」と批判されたときの「屈辱感」この自己（運営委員会）に加えられた不安感、屈辱感心の中に異和感をもつてよどんでいた。そこに婦交の基調の中に並行して他の集会催物をふやしていったことに対し「婦交の実行委に何も言ってくれずに：抗議していこう」とかかれて、カチンときたということではないか、そこでその部分の「削除」を決定した。
映画二本と全労活との交流会をふやせば八〇〇名を収容するには十分ではないか。映画「ハラ工場」は、タイの女性労働者の工場占拠斗争の映画で、のどから手がでるほど見た

ものだった。
くる。「甘いんじゃないか、譲歩しすぎたんじゃないか、あとの八〇〇名はどうするんだ」等々。すると、「糾弾権も正しく行使されないと腐敗を生む」「微妙なところで甘えにすり変る危険がある」（根岸事務局長談）とか何とかいって、押えつける。—男社会の男、利害の妨害。（他人がその人の喜びまでも判定する資格があるのか？）

女性差別を差別というけとられていない現状が未だ広範にある。女性差別ほど歴史的に古く、社会的にも根深い差別はないのではないか。にもかかわらず、それが八差別Vであるという認識の弱さはどこからくるのであろうか。今だに女の主體的力量の不足のみを問題にする「男への同化思想」が根強くウンザリである。

女が「劣って」いる現状（抑圧・差別の結果である）に対する怒りから出発して、それを社会的歴史的にとらえ、ありのまま認めさせることで自らの尊厳さを奪還し、生きそして闘うためのエネルギーの源泉としての正しい斗争過程が差別に対する糾弾斗争である、と私は理解している。どんな存在も尊とばれなければならぬ。すなわちその人間の怒り苦しみ、悲しみ、喜びは神聖であり、それをくみとった上で、つきつけ（闘い）を通しての変革のしあいがあるのではないだろうか。変革は目的ではなく人間の真しな闘いの結果であると。だから良いことは、良いことではなく過程にこそ「生き様」があると考える。

婦交の実行委員会が糾弾という言葉をつかっただけでも、それは前後の文脈からすれば「不満の表明」程度であって、それを「抗議糾弾しよう」を「敵対だ」といい話し合いをせずに催物をふやした事実をのべたことを「誹謗だ」とし、「事実の歪曲」に至っては、あえていう必要もない部分「一担一〇〇〇名会場をのんで次に再度二〇〇名会場になったいきさつ」（「繁雑をさけるため」という理由はごく自然だと思ふ）をカットしたことに對してなのであるからオーゲサだと思ふのだ。素直にもつと話しあうべきだったのだ。婦交の実行委が若くてかわいい女性ばかりで話しくかかった男性運営委員会のメンバーの快不安はわかる気がする。また女性の実行委員会のメンバーも、次々にふやしてしまっている、年令もずつと上で活動歴のゆたかな活動の権化みたいなおじさんたちに対して権威主義的な威圧感を感じたことはうなづける気がする。「だったら別にやればよかつたんだ」という結論になることは敗北である。

(4) 婦交の実行委解体は 労活の女性差別の象徴だ！

男の優越感（権威主義・禁欲主義）で女の世界に土足でふみ込んだ結果は婦交実行委解体であった。少くとも婦交実行委員会は当日全労活運営委員会が通告をし、せまるまでは機能していたのである。もつといえれば一〇〇八の削除決定までは、誰一人として基調

差別斗争を糾弾斗争として闘わない場合、差別された者は現在の上昇思考のまん延した社会の中で自らの劣った存在に絶えずビクビクし何とか同化（差別者の立場に）しようとしてアクセクし、恐迫感念的に自らをかりたてる。又、逆に男（差別者）も被害者で立派な人にならなければ…という完べき主義、活動家には特にありのままの自分に落ちつけず、そわそわして前ばかり向いている。そして隣にいる人の気持をわからない人が多い。感情の共有ぬきの斗いは、スケジュール化、マネリ化、教条化、思わせぶりのやせガマンを「善」とするカピのはえた美意識を生み出し、権威主義がはびこる。

女が自の内なる声を発して糾弾斗争に立ち上るとき、自己の負の歴史をしつかりと見つめ、女の言葉、女の論理、女の世界を築きあげていくとき、まだ男より失われていない素直な感性に居直るとき、労活も含めて、女性差別でまん延している今の社会は少しづつ歯車の向きをかえてゆく。
この婦交「流会」処分問題で問われていることは、労働運動と女性解放斗争の結合のむづかしさが象徴的に示されたことではないだろうか。しかしこの困難な問題をも討論の素材として土俵の上に入り始めたという段階、あーやと、本当の斗争ができるようになってきたんだな—という感じを持たないことはないのだが、先を見ると道は遠く気がくじけそうになる。

(5) 女よ！ 牛尾となるも 鶏頭となるなかれ

女よ、家庭の中で子供と一諸に生きていてはいけない。「育児休業法」等によって、ますます「女は家庭で子供を育てよ」の攻撃がかけられ、一方では女の差別抑圧されてきた歴史的社会的な矛盾の集中が、社会の中の婦労働者に、職業病という形で体も精神もむしばんでいられる。小さい頃から、女は素直がいいと、手足をもぎとられたダルマさんにつくられてきて、一挙に、生子み子育てやらの家内奴隷と最低賃金無権利、劣悪労働者賃金奴隷という二重の苦しみを負わされるのだから、たまたまのものではない。思考は「男社会に洗脳され自らを蔑視するように作られている悲しさ」はわかればわかるほど絶望的になったものだ。女が女をいみきらう。女が女をバカにする。女が女を見つめない。女はいつも男にどう見られているかで自分を表面的にとりつくる。女はいつも男をみている。女の美しさを見直さなければならぬ。「女は今ままで美しい」男労活の中で闘うのは、関係性をぬきには差別闘争は語れないからであり、糾弾をとうして男を教育してゆく中で本當の理解者（仲間）を一人でもつくってゆくためである。今回のような「婦交流会処分問題」にもめげず、差別された男社会ニワトリ組織から逃げることなく、そのしつぽにいくついでトコトン糾弾してゆこうではないか！

(6) 「形式的処分理由」についての考察

処分理由についてのべてある全労活委員会側の文書は次の四つである。

- (1) 「第五労交集会婦人交流会開催中止について」（一〇月一日声明文）
- (2) 「五労交集会において婦人交流会を不開催とした経過と、その後の措置について」（一〇月一八日付文書）
- (3) 「五労交婦人交流会の総括（骨子）」（十一月二七日付）
- (4) 「『三里塚闘争を支援する労働者の会』所属の労活委員の処分に関する確認」（一九七七年二月一三日付）

その他、一月二八日、第一四回全労活運営委員会の場における「三支労」との公開討論会があった。

それらを総合すると、三つの理由による。

- (1) 結集四条件を守らなかった「最終責任は全労活が負う」ことから、まず、絶対的に全労活の決定に従って、それから何を主張しようとかまわぬ、とする。削除決定を拒否したことは絶対間違いである。それを拒否することは五年間の労活の歴史を暴とくするものである。
- (2) 婦交としての内容の前進がまちとられたか否か—経過問題をとり上げて切実な課題の交流と討論ができなかった—不成功であった。

(3) 五労交婦交参加者名簿の党派利用：は許し難い行為だ。

婦交「流会」処分と三支労会員凍結処分以降の名簿利用問題については私の理解をこえるが—は全く不当と考える。

(反論)

- (1) 結集四条件を絶対命令として服従すべきとする大前提によって五年間積み重ねてきた労活運動の秩序をルールを守ることによって守ろう」とするのは形式主義である。問題は意見の相違の内容の問題であり、全労活運営委の方こそが「婦人問題はかくあるべき」「女と男の関係はどうあるべき」を一定意見をもっていて、そうでない意見を排除した、ということなのである。「経過問題を軸にすべきでなく内容を討論してほしい」という一定の婦人労働運動論を押しつけているのである。
- (2) 婦交の内容の前進がまちとられなかった、という主張する中の「前進」という言葉の中に一定の価値観が入っている。何をもちて前進とするのかはもと、女性解放闘争なり、婦人労働運動なりの歴史的立場づけなりが、ふまえられずに語ることはできない。そして、それは婦交の実行委の前進と不可分のものであり、その中でし揚されるべきである。

(結論)

全労活運営委員会は「流会」処分、青木・渡辺会員凍結処分を撤回し五労交婦交実行委

に対してとつた行為を自己批判せよ！

五労交婦人交流会「流会」処分問題について

女性会員会議内 少数意見を表明するまでの経過

資料7-②

竹内洋子

〆処分後の経過

一、一〇月一―五日五労交婦人交流会（以下「婦交」と略す）当日全体集会において全労活運営委員会が「婦交の不開催」第五回全労交とは関係ないものとする」という声明を発表した。その対応の仕方に対して非常に怒りを感じ黙っていらなくなり「処分が不当である」と意見をのべた。

二、以降一〇月一―八日付全労活運営委員会発行の「経過とその後措置について」が全労活ニュースと同封して送付されてきたのを見た。

三、一月二七日付文書「婦交総括（骨子）」が同じくニュースと一諸に送られてくる。

四、一月二八日に第一四回全労活運営委員会の於て「三支労」の処分後の自己批判文書の検討結果と討論が行なわれたことを後で知った。

その間、私は全くこの処分問題については、無対応であったことはどのような形でかわれるのかわからなかったからであった。その後

五、一二月一―五日付「主都圏各労活婦人会員

各位」に対して「五労交婦人交流会の総括および今後の婦人労働運動のとり組みを協議するための婦人会員会議の開催呼びかけ」（全労活事務局根岸）により第五労交以降の第一回女性会員会議（二月二―日）に参加した。そこで、五労交全体集会のとき表明したと同じ意見をのべた。しかし、婦人会員会議には渡辺青木さんは会員資格凍結処分によって出て来ず、会員の中では「処分不当」とする意見は私一人だったことで意欲を失ったが、会員全員を招集すれば同じ意見の人も出てくるかもしれないと考え、私の意見をわかってもらうため労活会員会議には「処分反対」の立場からかかわってゆこうと考えた。一〇・一八、一一・二七文書は、私を納得させるものではなく、非常に形式的、組織的なことかしらしか問題をとらえていないと思えた。また、その際私がアジア婦人会議の会報「五労交婦交問題について」の特集に文章を投稿しておきながら、全労活の方には何も提出してないことに對して「態度がおかしい」と批判され、そのとうりだと考え、全労活運営委

に對しても出すようにするということを表明した。全労活運営委が婦交問題を会員の意志を全く問題にもせず処分し、その処分後に、婦人会員会議を開いて追認させるような対応に對して非常に抵抗を感じずにはいられないが、それとも婦人会員会議の中で問題にしてゆくことが婦人会員としての私の責任をまっとうすることではないかと考えたのである。しかし、労活会員となつてから（七六年一月）一年にもならない私が—そもそも労活とはどのような組織かということを知らずにニュースだけを読んでいた私が—一体何ができるのかと考える心もとなない限りであるが、ただ一点、あの「流会」処分に対する直感的な怒りだけを頼りにして、この行動を開始した。婦人会員会議の意志統一をはかり「処分は不当」とし、処分を撤回させるまでやってみようと思つた。

六、第二回婦人会員会議（一月一九日）、労活運動に参加した動機は私のかかえていた解雇撤回闘争について、地域的にとり組んでほしいという意識をキッカケとしていた。しかし地区共闘もなかなか結果はむずかしかった。また婦人会員の数も予想にはずれ極少数だった。一人一人が作り出してゆくものであり、一人一人が仲間を増やしてゆくことぬきには何も出発しないものだということ、城右斗争だけでなくここでも同じなのだと思ひ知らされたのだ。それにしても婦人会員会議の招集は婦人会員が行うべきだと考え自分がひきうけた。

第三回 婦会員会議（二月 八日）レジメを出す。

第四回 婦会員会議（二月二十五日）労活運動の歴史と婦交の歴史、そのかわり

第五回 婦会員会議（四月 六日）「混乱の原因と責任」と「婦交の内容についての検討」

第六回 婦会員会議（四月二〇日）婦会員内部の意見の相違を明らかにし整理する。

八 二月一三日付で、『三支労』に所属する労活会員の処分に関する確認」の文書が出る。婦会員会議の集約をまたずして、すでに婦交問題は、既成事実がどんどん積み重ねられてゆくことに組織というもののあり方に、ベイスに「ついてゆけないな」の感を深めるが、そうもいつていられず、かわられる形でやってゆく以外にはないと考えた。

九 婦会員会議の結論として、ともかく、今まで六回にわたってもたれた婦会員会議の成果を集約して出す。そして婦交参加者と地方労活に対して発送するということになり、相違する意見を相方出すことになった。

十、女性会員会議を六回重ねた中で、「処分は正当だ」という積極的な意見の表明は女性会員の中では弱く「今は、そこまで要求するのはむりなのではないか」という、消極的な意見がきかれたと思う。女性解放斗争に関する内容討論は未だよわく、今後、学習

してゆく問題ではあると思うが、少くとも、今回の「流会」処分問題は、「男労活の認識の浅さ」といって放任してしまつてよい問題ではないと考えるのである。

（以上）

正誤表

→	段	行	誤→正	→	段	行	誤→正
		1	効→効	20	下	14	編→遍
		2	効→効	21	上	11	「障害」者→「障害者」
2		19	全労交婦人交流会関東連絡会議を挿入		中	5	対すの後にを挿入
3		2	二一〇の後に号を挿入	26	見出し	3	全労交婦人交流会関東連絡会議を挿入
		10	(七六・十一・十三)を挿入	39	下	4	詳→祥
		12	東京→(東京)		中	22	詳→祥
		21	活→括	42	上	8	詳→祥
5			グラビアの下段、説明の最後に加える(7752)		中	4	詳→祥
6	中	9	①→を	44	見出し	2	しよりの後にを挿入
8	中	7	857の後にを挿入		見出し	4	東京→(東京)
	中	13	関→開	45	中	10	むけの後にを挿入
	中	22	交流会の後にを挿入	49	上	15	交流の後にを挿入
10	上	8	議と結の間に凍を挿入	50	上	9	詳→祥
	下	21	いたの後にを挿入	52	上	4	虚→處
11	下	2	西→南		上	22	虚→處
15	見出し	3	紀→希	55	下	26	期→会
16	下	8	後ろの→消す	57	上	12	萌→萌
	下	10	1000の後に人を挿入	27	上	18	撤→微

婦人労働者は女性解放闘争の先頭に立とう！

婦人労働者特集号

編集発行 婦人労働者編集委員会

連絡先 横浜市鶴見郵便局私書箱54号

¥400